官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一一）　一
〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働一〇三）　二
○国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第十七条第一項及び第二項に規定する業務に関する省令（同一〇四）　三
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働二八六）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
下請中小企業振興法第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定めた件（経済産業省）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人物質・材料研究機構第二十四期事業年度財務諸表関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府厚生労働省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （業務方法書の記載事項の特例） **第三条**　研究所が法附則第十二条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）、法附則第十四条第一項に規定する業務（以下「特例業務」という。）、法附則第十七条第一項に規定する業務（以下「革新的医薬品等実用化支援業務」という。）及び同条第二項に規定する業務（以下「後発医薬品製造基盤整備支援業務」という。）を行う場合には、研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第四条に掲げる事項のほか、承継業務、特例業務、革新的医薬品等実用化支援業務及び後発医薬品製造基盤整備支援業務に関する事項とする。	附　則 （業務方法書の記載事項の特例） **第三条**　研究所が法附則第十二条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）及び法附則第十四条第一項に規定する業務（以下「特例業務」という。）を行う場合には、研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第四条に掲げる事項のほか、承継業務及び特例業務に関する事項とする。

附　則

この命令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。

省　　令

○厚生労働省令第百三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年十月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条）	（新設）
第一章の二　薬局（第一条の二―第十八条）	第一章　薬局（第一条―第十八条）
第二章～第十四章　（略）	第二章～第十四章　（略）
附則	附則
第一章　総則	（新設）
（法第二条第十七項第四号の厚生労働省令で定める医薬品）	
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十七項第四号の厚生労働省令で定める医薬品は、体外診断用医薬品とする。	
第一章の二　薬局	**第一章**　薬局
（開設の申請）	（開設の申請）
第一条の二　法第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。
2～7　（略）	2～7　（略）
（薬局開設の許可台帳の記載事項）	（薬局開設の許可台帳の記載事項）
第七条　令第二条の六に規定する法第四条第一項の規定による許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。	**第七条**　令第二条の六に規定する法第四条第一項の規定による許可に関する台帳に記載する事項は、次のとおりとする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条の二第三項各号に掲げる区分	十二　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分
十三　当該薬局において特定販売を行うときは、第一条の二第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。）	十三　当該薬局において特定販売を行うときは、第一条第四項各号に掲げる事項（主たるホームページの構成の概要を除く。第十六条の二第一項第三号において同じ。）
（健康サポート薬局の表示）	（健康サポート薬局の表示）
第十五条の十一　薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。	**第十五条の十一**　薬局開設者は、健康サポート薬局である旨を表示するときは、その薬局を、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものとしなければならない。
（変更の届出）	（変更の届出）
第十六条　法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第十六条**　法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条の二第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）	八　当該薬局において販売し、又は授与する医薬品の第一条第三項各号に掲げる区分（特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合を除く。）
2・3　（略）	2・3　（略）

第十六条の二　法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　第一条の二第四項各号に掲げる事項

五　（略）

2　（略）

3　当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、前項の届書には、第一条の二第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

4　当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局が、第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えなければならない。

（出荷停止等のおそれの報告）

第九十八条の十一　法第十八条の三の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　製造販売業者の氏名又は名称

二　当該品目の名称

三　六月以内に出荷の停止若しくは制限をすることとした理由又は六月以内に出荷の停止若しくは制限をするおそれがあると認める理由

四　出荷の停止若しくは制限をする時期又は出荷の停止若しくは制限をすると見込まれる時期

五　代替薬（法第十八条の五に規定する代替薬をいう。）の製造販売業者、医療機関その他の関係者との調整の状況

六　その他必要な事項

（出荷停止等の届出）

第九十八条の十二　法第十八条の四第一項及び第二項の規定による届出は、前条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項について行うものとする。

一　出荷の停止又は制限をした理由

二　出荷の停止又は制限の解除が可能となると見込まれる時期

（店舗販売業の許可の申請）

第百三十九条　（略）

2　法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条の二第二項各号（同項第五号を除く。）に掲げる事項とする。

3～5　（略）

6　法第二十六条第二項の申請については、第一条の二第六項及び第七項並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一条の二第六項中「第四条第三項各号」とあるのは、「第二十六条第三項各号」と読み替えるものとする。

7　（略）

（準用）

第百四十二条　店舗販売業者については、第二条から第七条まで（同条第九号及び第十号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第三項各号」とあるのは「第百三十九条第三項各号」と、同条第十三号中「第一条の二第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

第十六条の二　法第十条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　第一条第四項各号に掲げる事項

五　（略）

2　（略）

3　当該薬局において新たに特定販売を行おうとする場合にあつては、前項の届書には、第一条第四項各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

4　当該薬局において新たに健康サポート薬局である旨を表示しようとする場合にあつては、第二項の届書には、当該薬局が、第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えなければならない。

（新設）

（新設）

（店舗販売業の許可の申請）

第百三十九条　（略）

2　法第二十六条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、第一条第二項各号（同項第五号を除く。）に掲げる事項とする。

3～5　（略）

6　法第二十六条第二項の申請については、第一条第六項及び第七項並びに第九条の規定を準用する。この場合において、第一条第六項中「第四条第三項各号」とあるのは、「第二十六条第三項各号」と読み替えるものとする。

7　（略）

（準用）

第百四十二条　店舗販売業者については、第二条から第七条まで（同条第九号及び第十号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「店舗販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条第三項各号」とあるのは「第百三十九条第三項各号」と、同条第十三号中「第一条第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と、「除く。第十六条の二第一項第三号において同じ」とあるのは「除く」と読み替えるものとする。

（配置販売業の許可の申請）

第百四十八条　（略）

２・３　（略）

４　法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

５　（略）

（準用）

第百四十九条　配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第九号、第十号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条の二第三項各号」とあるのは「第百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

（卸売販売業の許可の申請）

第百五十三条　（略）

２・３　（略）

４　法第三十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

５　（略）

第百五十九条の二十　（略）

２　法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条の二第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と読み替えるものとする。

（再生医療等製品の販売業の許可の申請）

第百九十六条の二　（略）

２・３　（略）

４　法第四十条の五第三項の申請については、前項の規定によるほか、第一条の二第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

５　（略）

（配置販売業の許可の申請）

第百四十八条　（略）

２・３　（略）

４　法第三十条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

５　（略）

（準用）

第百四十九条　配置販売業者については、第二条及び第四条から第七条まで（同条第三号、第九号、第十号及び第十三号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二条中「様式第二」とあるのは「様式第七十七」と、第六条第一項中「様式第五」とあるのは「様式第七十八」と、第七条第十一号中「医薬品の販売業」とあるのは「配置販売業以外の医薬品の販売業」と、同条第十二号中「第一条第三項各号」とあるのは「第百四十八条第二項第八号イからニまで」と読み替えるものとする。

（卸売販売業の許可の申請）

第百五十三条　（略）

２・３　（略）

４　法第三十四条第二項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

５　（略）

第百五十九条の二十　（略）

２　法第三十八条第一項において準用する法第十条第二項の規定による届出については、第十六条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第百五十九条の二十第二項において準用する前項」と、「第一条第四項各号」とあるのは「第百三十九条第四項各号」と読み替えるものとする。

（再生医療等製品の販売業の許可の申請）

第百九十六条の二　（略）

２・３　（略）

４　法第四十条の五第三項の申請については、前項の規定によるほか、第一条第七項及び第九条の規定を準用する。この場合において、第九条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

５　（略）

様式第１中「（第１条関係）」を「（第１条の二関係）」に改める。

様式第百二中「第18条の２」の下に「、第18条の３、第18条の４第１項若しくは第２項」を加え、「第68条の２の５第１項若しくは第２項」を「第68条の２の５、第68条の２の６第１項若しくは第２項」に、「第68条の２の５」を「第68条の２の６」に、「第五十六条の二第一項」を「第56条の２第１項」に、「同項第５項」を「同項第５号」に改める。

様式第百三の二中「同項第５項」を「同項第５号」に改める。

様式第百五中「第18条の２」の下に「、第18条の３、第18条の４第１項若しくは第２項」を加え、「第68条の２の５第１項若しくは第２項」を「第68条の２の５、第68条の２の６第１項若しくは第２項」に改める。

第二条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章の三　（略）	第一章～第四章の三　（略）
第四章の四　適切な医療を提供するための医薬品の供給の確保（第三十条の三十三の二十六―第三十条の三十三の二十九）	（新設）
第五章～第七章　（略）	第五章～第七章　（略）
附則	附則
（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合）	（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合）
第二十四条　法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第二十四条**　法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一～七　（略）	一～七　（略）
七の二　病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの（以下「診療用放射性同位元素使用器具」という。）を備えようとする場合	七の二　病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの（以下「診療用放射性同位元素使用器具」という。）を備えようとする場合
イ　（略）	イ　（略）
ロ　第一条の十一第二項第三号ハ(1)に規定するもの又は機械器具のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。	ロ　第一条の十一第二項第三号ハ(1)に規定するもの又は機械器具のうち、次に掲げるいずれかの要件に該当するものであること。
(1)　治験（医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表第一において同じ。）に用いるものであること。	(1)　治験（医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験をいう。第三十条の三十二の二第一項第十三号及び別表第一において同じ。）に用いるものであること。
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
七の三～十三　（略）	七の三～十三　（略）
第四章の四　適切な医療を提供するための医薬品の供給の確保	（新設）
（法第三十七条第四項第四号の厚生労働省令で定める事項）	（新設）
第三十条の三十三の二十六　法第三十七条第四項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、医療現場における使用状況（法第三十八条第一項の規定により同項に規定する重要供給確保医薬品を指定する場合にあつては、医療現場における使用状況及びその用途に係る対象者の数）とする。	（新設）
（供給不足防止措置計画及び製造等計画の届出等）	（新設）
第三十条の三十三の二十七　法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第一項及び第三項の規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。	（新設）

（法第三十八条の四の規定による報告）

第三十条の三十三の二十八　法第三十八条の四に規定する厚生労働省令で定める者は、供給確保医薬品等（法第三十七条第一項に規定する供給確保医薬品等をいう。）の製造販売業者（医薬品医療機器等法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、製造業者（医薬品医療機器等法第十三条第一項の医薬品の製造業の許可を受けた者をいう。）又は卸売販売業者（医薬品医療機器等法第三十四条第一項の卸売販売業の許可を受けた者をいう。）を構成員に含む団体とする。

2　法第三十八条の四の規定による報告は、厚生労働大臣の求めに応じて行うものとする。

（法第三十八条の七第二項の厚生労働省令で定める方法）

第三十条の三十三の二十九　法第三十八条の七第二項の規定により、厚生労働大臣から医薬品調剤等情報（同条第一項に規定する医薬品調剤等情報をいう。）の提供を求められた場合には、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）は、当該情報を、電子情報処理組織（社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と厚生労働省が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により提出しなければならない。

（新設）

（薬事工業生産動態統計調査規則の一部改正）

第三条　薬事工業生産動態統計調査規則（昭和二十七年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第三条**　この省令で「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。この条及び第五条において「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（原薬たる医薬品、専ら動物のために使用されることが目的とされている物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条の二第三項第二号に規定する薬局製造販売医薬品を除く。）をいう。 2～4　（略）	（定義） **第三条**　この省令で「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。この条及び第五条において「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（原薬たる医薬品、専ら動物のために使用されることが目的とされている物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第三項第二号に規定する薬局製造販売医薬品を除く。）をいう。 2～4　（略）

（保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正）

第四条　保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（使用医薬品及び歯科材料） **第十九条**　保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 2　（略）	（使用医薬品及び歯科材料） **第十九条**　保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 2　（略）

（薬局等構造設備規則の一部改正）

第五条　薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（薬局の構造設備） **第一条**　薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　次に定めるところに適合する調剤室を有すること。 イ～ハ　（略） ニ　薬剤師不在時間（施行規則第一条の二第二項第二号に規定する薬剤師不在時間をいう。）がある薬局にあつては、閉鎖することができる構造であること。 十の二～十二　（略） 十三　次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第九条の四第一項、第四項及び第五項、第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 イ～ニ　（略） ホ　指定第二類医薬品（施行規則第一条の二第三項第五号に規定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。）を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。 ヘ　（略） 十四・十五　（略） 十六　営業時間のうち、特定販売（施行規則第一条の二第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみを行う時間がある場合には、都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。 2～5　（略） （薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部改正） **第六条**　薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十九年厚生省令第三号）の一部を次の表のように改正する。	（薬局の構造設備） **第一条**　薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。 一～九　（略） 十　次に定めるところに適合する調剤室を有すること。 イ～ハ　（略） ニ　薬剤師不在時間（施行規則第一条第二項第二号に規定する薬剤師不在時間をいう。）がある薬局にあつては、閉鎖することができる構造であること。 十の二～十二　（略） 十三　次に定めるところに適合する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第九条の四第一項、第四項及び第五項、第三十六条の四第一項、第四項及び第五項並びに第三十六条の六第一項及び第四項に基づき情報を提供し、及び指導を行うための設備並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項に基づき情報を提供するための設備を有すること。ただし、複数の設備を有する場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 イ～ニ　（略） ホ　指定第二類医薬品（施行規則第一条第三項第五号に規定する指定第二類医薬品をいう。以下同じ。）を陳列する場合には、指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から七メートル以内の範囲にあること。ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備から一・二メートル以内の範囲に医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りでない。 ヘ　（略） 十四・十五　（略） 十六　営業時間のうち、特定販売（施行規則第一条第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみを行う時間がある場合には、都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）又は厚生労働大臣が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。 2～5　（略）
（薬局の業務を行う体制） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。 一　薬局の開店時間（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第一条の二第二項第二号に規定する開店時間をいう。以下同じ。）内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤	（薬局の業務を行う体制） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の基準は、次に掲げる基準とする。 一　薬局の開店時間（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第一条第二項第二号に規定する開店時間をいう。以下同じ。）内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が

（傍線部分は改正部分）

師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間（同号に規定する薬剤師不在時間をいう。以下同じ。）内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。

二～五　（略）

六　当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数（施行規則第一条の二第五項第二号に規定する週当たり勤務時間数をいい、特定販売（施行規則第一条の二第二項第二号に規定する特定販売をいう。以下同じ。）のみに従事する勤務時間数を除く。以下この条及び次条において同じ。）の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。

七～十四　（略）

2　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語の定義） **第三十一条の二**　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～六　（略） 七　製造施設　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品若しくは同条第九項に規定する再生医療等製品（次号において「医薬品等」という。）又は同条第十八項に規定する治験の対象とされる薬物若しくは人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するもの（次号において「薬物等」という。）の製造を目的として特定病原体等を取り扱う施設（次号に規定する指定製造施設を除く。）をいう。 八～十八　（略）	（用語の定義） **第三十一条の二**　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～六　（略） 七　製造施設　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品若しくは同条第九項に規定する再生医療等製品（次号において「医薬品等」という。）又は同条第十七項に規定する治験の対象とされる薬物若しくは人若しくは動物の細胞に培養その他の加工を施したもの若しくは人若しくは動物の細胞に導入され、これらの体内で発現する遺伝子を含有するもの（次号において「薬物等」という。）の製造を目的として特定病原体等を取り扱う施設（次号に規定する指定製造施設を除く。）をいう。 八～十八　（略）
（治験推進室） **第十七条**　（略） 2　治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十八項に規定する治験の推進に関する事務（医薬局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3　（略）	（治験推進室） **第十七条**　（略） 2　治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務（医薬局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3　（略）

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第八条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（治験推進室） **第十七条**　（略） 2　治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十八項に規定する治験の推進に関する事務（医薬局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3　（略）	（治験推進室） **第十七条**　（略） 2　治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務（医薬局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3　（略）

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第九条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療法施行規則の特例） **第四条**　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下この条において「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。）について、臨床試験専用病床（一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。）であって、患者以外の者を被験者として行われる治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験をいう。）その他の臨床試験（当該臨床試験に係る被験者の入院期間がおおむね十日以内であるものに限る。）を実施する場合に当該被験者を入院させるための病床をいう。）を整備することを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後における当該認定に係る病院に対する医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十六条第一項第三号及び第十一号の規定の適用については、同項第三号イ中「の病室」とあるのは「の病室（臨床試験専用病床（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第四条に規定する臨床試験専用病床をいう。以下同じ。）に係る病室を除く。）」と、同項第十一号ロ中「の廊下（病院に係るものに限る」とあるのは「の廊下（病院に係るもの（臨床試験専用病床に係る病室に隣接するものを除く。）に限る」と、同号ハ中「廊下（」とあるのは「廊下（臨床試験専用病床に係る病室に隣接するもの及び」とする。	（医療法施行規則の特例） **第四条**　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下この条において「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。）について、臨床試験専用病床（一般病床（医療法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。）であって、患者以外の者を被験者として行われる治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験をいう。）その他の臨床試験（当該臨床試験に係る被験者の入院期間がおおむね十日以内であるものに限る。）を実施する場合に当該被験者を入院させるための病床をいう。）を整備することを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後における当該認定に係る病院に対する医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十六条第一項第三号及び第十一号の規定の適用については、同項第三号イ中「の病室」とあるのは「の病室（臨床試験専用病床（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）第四条に規定する臨床試験専用病床をいう。以下同じ。）に係る病室を除く。）」と、同項第十一号ロ中「の廊下（病院に係るものに限る」とあるのは「の廊下（病院に係るもの（臨床試験専用病床に係る病室に隣接するものを除く。）に限る」と、同号ハ中「廊下（」とあるのは「廊下（臨床試験専用病床に係る病室に隣接するもの及び」とする。

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（再生医療等委員会を設置できる団体） **第四十二条**　法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一～四　（略） 五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（医療の提供又は臨床研究（臨床研究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。次号において同じ。）若しくは医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。） 六　特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）（医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。） 七・八　（略） 2　（略）	（再生医療等委員会を設置できる団体） **第四十二条**　法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一～四　（略） 五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（医療の提供又は臨床研究（臨床研究法第二条第一項に規定する臨床研究をいう。次号において同じ。）若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。） 六　特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）（医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。） 七・八　（略） 2　（略）

（認定再生医療等委員会の判断及び意見）

第六十五条　次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

一　（略）

二　審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師又は実施責任者と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究（臨床研究法第二条第二項に規定する特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。）を実施していた者

三・四　（略）

2　（略）

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第十一条　介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（診療の方針）	（診療の方針）
第十八条　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。	**第十八条**　医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。	六　別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

（臨床研究法施行規則の一部改正）

第十二条　臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用除外）	（適用除外）
第二条　法第二条第一項の治験に該当するものその他厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	**第二条**　法第二条第一項の治験に該当するものその他厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十八項に規定する治験に該当するもの（医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものを除く。）	二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験に該当するもの（医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものを除く。）
三～六　（略）	三～六　（略）
（認定臨床研究審査委員会を設置できる団体）	（認定臨床研究審査委員会を設置できる団体）
第六十四条　法第二十三条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。	**第六十四条**　法第二十三条第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。）	五　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。）

六　特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）（医療の提供又は臨床研究若しくは医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験の支援を業務とするものに限る。）

七・八　（略）

２　（略）

（認定臨床研究審査委員会の判断及び意見）

第八十一条　次に掲げる認定臨床研究審査委員会の委員又は技術専門員は、審査意見業務に参加してはならない。ただし、第二号又は第三号に規定する委員又は技術専門員については、認定臨床研究審査委員会の求めに応じて、当該認定臨床研究審査委員会において意見を述べることを妨げない。

一　（略）

二　審査意見業務の対象となる実施計画に係る特定臨床研究の統括管理者（法人又は団体の場合に限る。）の役職員、統括管理者（法人又は団体の場合を除く。）、研究責任医師と同一の医療機関の診療科に属する者又は過去一年以内に多施設で実施される共同研究（特定臨床研究に該当するもの及び医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験のうち、医師又は歯科医師が自ら実施するものに限る。）を実施していた者

三・四　（略）

（厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第十三条　厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うこととされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～十　（略） 十一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の八第一項、第二十五条第一項及び第二項、第三十八条の六第一項並びに第六十三条第一項（同法第七十条の二十において読み替えて準用する場合を含む。） 十二～四十六　（略）	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うこととされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～十　（略） 十一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の八第一項、第二十五条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項（同法第七十条の二十において読み替えて準用する場合を含む。） 十二～四十六　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。

（様式に係る経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百四号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第十七条第二項第一号、第十八条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第十七条第一項及び第二項に規定する業務に関する省令を次のように定める。

令和七年十月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行う国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第十七条第一項及び第二項に規定する業務に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（後発医薬品）

第二条　法附則第十七条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める医薬品は、次の各号に掲げるもの以外の医薬品とする。

一　医薬品医療機器等法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品

二　医薬品医療機器等法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であってその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品

（製造基盤整備措置）

第三条　法附則第十七条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のいずれかに該当する措置とする。

一　自らが製造を行う品目（後発医薬品であるものに限る。以下この条において同じ。）の製造の工程と他の後発医薬品製造販売業者等が製造を行う品目の製造の工程の統合であって、これらの品目の供給能力の強化に資するもの

二　他の後発医薬品製造販売業者等が製造を廃止した品目と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する自らが製造を行う品目に係る製造設備の新設、増設又は拡張であって、当該品目の供給能力の強化に資するもの

三　その他他の後発医薬品製造販売業者等と連携して後発医薬品の製造の基盤の整備を行う措置であって、自らが製造を行う品目又は当該他の後発医薬品製造販売業者等が製造を行う品目の供給能力の強化に資するもの

（事業の認定の申請）

第四条　法附則第十八条第一項の認定を受けようとする革新的医薬品等実用化支援事業者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二　行おうとする事業の内容及び実施時期

三　行おうとする事業に必要な資金の額及びその調達方法

四　行おうとする事業により見込まれる効果

五　前各号に掲げる事項のほか、法附則第十八条第一項の認定をするために必要な事項

2　前項の規定により厚生労働大臣に提出する申請書は、研究所を経由して提出することができる。

（製造基盤整備措置の認定の申請）

第五条　法附則第二十四条第一項の認定を受けようとする後発医薬品製造販売業者等（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二　行おうとする製造基盤整備措置の内容及び実施時期

三　行おうとする製造基盤整備措置に必要な資金の額及びその調達方法

四　行おうとする製造基盤整備措置により見込まれる効果

五　前各号に掲げる事項のほか、法附則第二十四条第一項の認定をするために必要な事項

2　前項の規定により厚生労働大臣に提出する申請書は、研究所を経由して提出することができる。

附　則

この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百八十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行に伴い、及び同法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年十月二十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（使用医薬品及び歯科材料） **第十九条**　保険医は、別に厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十八項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 2　（略）	（使用医薬品及び歯科材料） **第十九条**　保険医は、別に厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他別に厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 2　（略）

（放射性物質の数量等に関する基準の一部改正）

第三条　放射性物質の数量等に関する基準（平成十二年厚生省告示第三百九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（放射線障害防止に関する規制の適用除外に係る放射性物質の数量又は濃度） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条の二第五項第七号、第二十五条第二項第七号及び第三十六条第三項第四号、薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号。以下「設備規則」という。）第一条第二項ただし書並びに第九条第一項第二号へただし書及び第四号ニただし書並びに同条第二項、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号。以下「製造管理等基準省令」という。）第八十条第一項第二号へただし書及び第四号ニただし書並びに同条第三項並びに放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号。以下「製造及び取扱規則」という。）第三条の二第三項第四号ただし書及び第十四条に規定する数量又は濃度は、次に掲げる数量又は濃度とする。 一・二　（略） 2　（略）	（放射線障害防止に関する規制の適用除外に係る放射性物質の数量又は濃度） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一条第五項第七号、第二十五条第二項第七号及び第三十六条第三項第四号、薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号。以下「設備規則」という。）第一条第二項ただし書並びに第九条第一項第二号へただし書及び第四号ニただし書並びに同条第二項、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号。以下「製造管理等基準省令」という。）第八十条第一項第二号へただし書及び第四号ニただし書並びに同条第三項並びに放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号。以下「製造及び取扱規則」という。）第三条の二第三項第四号ただし書及び第十四条に規定する数量又は濃度は、次に掲げる数量又は濃度とする。 一・二　（略） 2　（略）

（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正）

第四条　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十八項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療 三　医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療 三の二　医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。）に係るものに限る。）に係る診療 四～八　（略）	**第一条**　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限る。）に係る診療 三　医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係るものに限る。）に係る診療 三の二　医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。）に係るものに限る。）に係る診療 四～八　（略）

（保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部改正）

第五条　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十八項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療 医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（機械器具等に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療 （略）	**別表第一** 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験（人体に直接使用される薬物に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療 医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する治験（機械器具等に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療 （略）

医薬品医療機器等法第二条第十八項に規定する治験（加工細胞等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百七十五条の二の加工細胞等をいう。以下同じ。）に係るものに限り、医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する自ら治験を実施しようとする者によるものを除く。）に係る診療	（略）
（略）	（略）

（医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部改正）

第六条　医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十八項に規定する治験に関する事項 十～二十　（略）	**第四条**　法第六条の五第三項第十五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験に関する事項 十～二十　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第七条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十八年厚生労働省告示第二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条の二第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一～八　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第五項第十号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一～八　（略）

（遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部改正）

第八条　遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成二十一年厚生労働省告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次　（略）	目次　（略）
第１章　総則	第１章　総則
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　適用範囲	第３　適用範囲
１　適用される遺伝子治療等臨床研究	１　適用される遺伝子治療等臨床研究
この指針は、日本国の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される遺伝子治療等臨床研究を対象とする。ただし、第２章の規定は臨床研究法（平成29年法律第16号）第２条第１項に規定する臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究について、第２章及び第３章の規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第18項に規定する治験又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第２条第１項に規定する再生医療等に該当する遺伝子治療等臨床研究については、適用しない。	この指針は、日本国の研究機関により実施され、又は日本国内において実施される遺伝子治療等臨床研究を対象とする。ただし、第２章の規定は臨床研究法（平成29年法律第16号）第２条第１項に規定する臨床研究に該当する遺伝子治療等臨床研究について、第２章及び第３章の規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第17項に規定する治験又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第２条第１項に規定する再生医療等に該当する遺伝子治療等臨床研究については、適用しない。
２・３　（略）	２・３　（略）
第４～第11　（略）	第４～第11　（略）
第２章・第３章　（略）	第２章・第３章　（略）

附　則

この告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十一月二十日）から適用する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第３条第１項の規定に基づき、振興基準を次のように定める。

令和７年10月１日　　経済産業大臣　武藤　容治

振興基準

本基準は、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」である。

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。

このため、委託事業者は、直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、その提供する製品やサービス等の価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。更に、需要者（顧客）も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し、発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて、協議・交渉を申し入れるなど、法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」という。）の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勧奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。更に、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

第１　中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

１　中小受託事業者の努力

中小受託事業者は、生産年齢人口の減少、経済の国際化の一層の進展等に適切に対応するため、働き方を見直し、魅力ある職場づくりに努めるとともに、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の課題にも適切に対応できるよう、技術開発、施設・設備の投資、他の事業者との連携等により、技術の向上、生産性の向上及び製品・役務等の品質の改善に努めるものとする。

２　委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努めるものとする。また、中小受託事業者

の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

第２　発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

１　基本契約の締結

委託事業者及び中小受託事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

２　契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

３　発注の手続事務の円滑化等

委託事業者は、中小受託事業者に対する発注手続及び支給材、設備貸与等に関する手続の事務の円滑化及び明確化に努めるものとする。

また、委託事業者は、中小受託事業者の労働時間の短縮のため、中小受託事業者の要請に応じ、生産又は配送システムの見直し等の取組を共同して行うよう努めるものとする。

４　発注分野の明確化

⑴　委託事業者は、中小受託事業者が長期的な需要見通しの下に経営方針を立てることができるよう、中小受託事業者に対する発注分野（※）をできる限り具体的に定め、提示するものとする。

その際、中小受託事業者は、委託事業者から提示された情報の秘密を保持するものとする。

※委託事業者自らがどのような物品を製造、修理若しくは販売し、どのような情報成果物を作成し、又はどのような役務を提供するのかを明らかにした上で、中小受託事業者に何を発注するのかを指し示す具体的内容をいう。

⑵　委託事業者は、⑴の規定により提示した発注分野を、できる限り変更しないよう努めるものとする。

委託事業者は、自らの都合により、やむを得ず発注分野を変更しようとするときは、中小受託事業者に対し、その経営に著しい影響を及ぼさないよう、相当期間前に当該変更の内容を明示するものとする。

５　長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

委託事業者は、継続的な取引関係を有する中小受託事業者が、安定的かつ合理的な生産又は提供を行うことができるよう、発注計画期間を長期化し、かつ、これに沿った発注を行うよう努めるものとする。

６　発注の安定化、リードタイムの確保等

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の発注量の大幅な変動をできる限り回避するものとし、特に、発注量を委託事業者の生産量又は提供量の変動の増減率以上に変動させないよう努めるものとする。

⑵　委託事業者は、発注量をできる限り平準化させるものとするほか、将来の発注に関する事前情報の精度の向上、物品等の標準化及び規格の整理統合に努めるものとする。

⑶　委託事業者は、中小受託事業者に発注するときは、中小受託事業者の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注するものとする。

⑷　委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合には、その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

７　納期及び納入頻度の適正化等

⑴　納期及び納入頻度は、中小受託事業者にとって無理がなく、かつ、労働時間の短縮が可能なものとなるよう、委託事業者及び中小受託事業者が協議して決定するものとする。その際、委託事業者の都合により、多頻度小口配送等を要請する場合には、その必要なコストは委託事業者が負担するものとする。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者の労働時間短縮等の働き方改革の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等を抑制するとともに、中小受託事業者の納入事務の軽減に協力するものとする。

委託事業者の都合により、中小受託事業者が残業、休日出勤等により対応せざるを得ない短納期発注、週末発注等を行う場合には、委託事業者はその追加コストを負担するものとする。

⑶　委託事業者は、発注後における発注内容の変更、追加発注、支給材（委託事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、あらかじめ定めた納期が中小受託事業者にとって無理なものとなった場合には、中小受託事業者の不利益にならないよう、その納期を変更する等の措置を講ずるものとする。

８　設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

⑴　委託事業者は、契約後に不当なやり直しや受領拒否が生じないよう、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

⑵　委託事業者は、既に契約締結し、発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、中小受託事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮して変更するものとし、かつ、その変更による追加コストは委託事業者が負担するものとする。

９　取引停止の予告

委託事業者は、継続的な取引関係を有する中小受託事業者との取引を停止し、又は大幅に取引量を減少しようとする場合には、中小受託事業者の経営に著しい影響を与えないよう最大限の配慮をする観点から、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

10　知的財産の保護及び取引の適正化

⑴　委託事業者及び中小受託事業者は、「知的財産取引の適正化について」（令和３年３月31日20210319中庁第６号）を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」（以下「知財ガイドライン」という。）に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、知財ガイドライン附属資料「契約書ひな形」の活用を推奨する。

⑵　知的財産の保護

①　中小受託事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。

②　委託事業者及び中小受託事業者は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、委託事業者は、中小受託事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。

〔取扱いを明確にすべき事項〕

イ　知的財産権等に係る対価の決定方法

ロ　知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続

ハ　秘密保持義務等の期間

⑶　知的財産権の譲渡等の適正化

委託事業者は、中小受託事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、中小受託事業者に対し譲渡を求めることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めないものとする。

11　取引の適正化のための体制整備

委託事業者は、調達に係る責任者から担当者に至るまで、受託取引を行う上で必要な関係法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第25号）、本基準及びパートナーシップ構築宣言（パートナーシップ構築宣言を行っている委託事業者に限る。）に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施する体制を整備するものとする。

第３　中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

⑴　中小受託事業者は、管理能力の向上、事務量の軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、必要なセキュリティ対策と併せて、次の事項に積極的に対応するよう努めるものとする。

①　情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む。）

②　中小企業共通ＥＤＩ（電子データ交換）等による電子受発注

③　電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀ＥＤＩシステム等の活用）

⑵　委託事業者は、⑴の中小受託事業者による取組を支援するため、中小受託事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ、ソフトウェア及びデータベースの提供、オペレータの研修、セキュリティ対策の助言及び支援並びに国及び地方公共団体による情報化支援策の情報提供等の協力を行うものとする。

⑶　委託事業者は、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、⑷に掲げる事項に留意しつつ、中小受託事業者に電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけるものとする。また、自社並びにその子会社及び関連会社において中小受託事業者との取引に用いている自社の電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムの共通化に努めつつ、業界、企業系列等を越えたサプライチェーンで共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。

⑷　委託事業者は、中小受託事業者に対し電子受発注等を行う場合には、次の事項に留意して、これを行うものとする。

①　中小受託事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。

②　電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、中小受託事業者の自主的な判断を十分に尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③　中小受託事業者に対し、正当な理由なく、自らの指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。

④　中小受託事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。

⑤　自らが負担すべき費用を中小受託事業者に負担させないこと。

⑥　中小受託事業者が不測の不利益を被ることがないよう、委託事業者及び中小受託事業者双方の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる書面等により明確に定めておくこと。

⑦　その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

第４　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

１　中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止

委託事業者は、中小受託事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議等を行うに当たっては、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等の相当範囲を超えた言動により、当該中小受託事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えることを通じ、中小受託事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとする。

２　対価の決定の方法の改善

⑴　取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。

その際、委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性や十分な協議を欠く対価の決定を行わないものとする。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

①　目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。

②　過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。

③　もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。

④　競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、中小受託事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

⑵　委託事業者及び中小受託事業者は、毎年９月及び３月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に１回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和７年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

⑶　委託事業者及び中小受託事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年11月29日　内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。

⑷　委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

⑸　委託事業者は、協賛金、協力金、陳列応援の要請、センターフィーの提供要請、試作品又はサンプルの作成要請その他名目のいかんを問わず、中小受託事業者に対し金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請する場合には、あらかじめ負担額及びその算出根拠、使途、対価を含めた提供の条件等を明確にした上で、中小受託事業者の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。また、委託事業者は、取引対価の決定の際、取引の対象となる物品・役務に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

⑹　委託事業者及び中小受託事業者は、⑴から⑸までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む。）、納期の長短、受託取引に係る代金（以下「代金」という。）の支払方法、諸経費（運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。

⑺　委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないものとする。また、委託事業者及び中小受託事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとする。

〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

①　具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。

②　原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。

③　口頭で削減幅等を示唆した上で、中小受託事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

①　コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。

②　中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。

⑻　委託事業者及び中小受託事業者双方は、それぞれ取引対価の協議の記録を保存するものとする。

⑼　委託事業者は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「代金を据え置くことによる買いたたき」等の、取適法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。

この場合において、買いたたきとは、「中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱うものとする。

①　従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額

②　当該給付に係る労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額

なお、以下のような方法で取引対価を決定することは、取適法上の買いたたきに該当するおそれがあることに留意するものとする。

①　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

②　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

3　代金の支払方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとする。また、当該受領をした日（以下「受領日」という。）から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底する。

⑵　代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

⑶　一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下「ファクタリング等」という。）により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担としないようにする等、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとする。

※委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

⑷　⑵及び⑶の取組は、サプライチェーンの川下側にあって川上側に与える影響の大きい委託事業者から率先して実施し、業種間をまたぐ取組を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。とりわけ、業種全体で取組が遅れている業種に属する委託事業者、各業種において主導的な立場にある委託事業者、自社の属する業種内の他の事業者と比べて特に取組が遅れている委託事業者等は、率先して支払条件の見直し（手形の利用禁止、ファクタリング等のサイトの短縮、現金による支払への切替え等）を進めるものとする。

⑸　委託事業者は、代金の支払方法として一括決済方式を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

①　一括決済方式への加入及び脱退については、中小受託事業者に強要しないこと。

②　一括決済方式に加入した中小受託事業者に対し、支払条件を従来と比べ実質的に不利となるよう変更しないこととし、及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、一括決済方式に加入しない中小受託事業者に対し、それを理由として、不当に取引条件の設定又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③　その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

⑹　委託事業者は、代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

①　電子記録債権による支払方法の選択については、中小受託事業者の自主的な判断を十分尊重すること。

②　電子記録債権の活用によって見込まれる代金の支払又は受取に係る費用、手続事務等の軽減の効果について、十分な情報提供の取組を進めること。

③　その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。

⑺　建設、大型機器の製造その他発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、委託事業者は、前払比率及び期中払比率をできる限り高めるよう努めるものとする。

4　納品の検査の方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に発注をしようとする場合には、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

⑵　委託事業者は、⑴の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

⑶　委託事業者は、自ら納品された物品等の検査を行い、又は委任して中小受託事業者に物品等の検査を行わせ、当該検査を合格とした場合であって、その後、委託事業者の納入先等からの指摘により当該物品等の引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし、その引取り、やり直し又は損害賠償に必要となる人員の手当、金銭の支払等について、委託事業者がすべてを負担せず中小受託事業者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認するものとする。委託事業者は、中小受託事業者にも当該負担を求めることとなる場合には、委託事業者、中小受託事業者それぞれが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、委託事業者及び中小受託事業者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に中小受託事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。

5　支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に支給材を支給しようとする場合には、以下に掲げる行為に留意しつつ、支給材の保管の方法及び契約不適合がある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給の時期並びに対価の決定方法その他支給について必要な事項を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

〔支給材に関する望ましくない事例〕

①　生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること。

②　残材の買取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押し付けること。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者に設備等を貸与しようとする場合には、⑴の支給材と同様、必要な事項を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

6　金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善

⑴　委託事業者及び中小受託事業者は、「型取引の適正化について」（令和２年１月17日　20200110中第２号）を踏まえ、「型取引の適正化推進協議会報告書」（令和元年12月　型取引の適正化推進協議会）に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、型に係る取引条件の明確化のため、取決め事項の書面化を進める参考例として示している同通達附属資料「型の取扱いに関する覚書」の活用を推奨する。

⑵　委託事業者は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底する。

7　働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

⑴　委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うものとする。

⑵　委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。

⑶　大企業である委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

〔委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せ等の不利益となる事例〕

①　適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更

②　無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額

③　委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延

④　委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請

⑤　過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送

⑥　納期又は工期の特定時期への過度な集中

第５　中小受託事業者の連携の推進に関する事項

１　振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者から委託を受ける中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によってさらにその先の中小受託事業者等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、法第５条第１項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

⑴　振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の受託中小企業の振興に関する事業であること。

⑵　振興事業の実施時期

振興事業の実施時期は、原則として１年以上３年以内とすること。

⑶　振興事業に必要な資金の額及び調達方法

株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

２　特定連携事業

法第２条第７項の特定中小受託事業者が法第８条第１項の特定連携事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

⑴　特定連携事業の目標

特定委託事業者以外の者との取引を開始又は拡大し、特定受託取引（※）への依存の状態を改善すること。

なお、特定受託取引への依存の状態の改善とは、３～５年以内の計画期間内に、特定委託事業者への取引依存度が年１％以上低下することをいう。

※長期にわたり特定の委託事業者に依存して行われている受託取引であって、おおむね総売上高の20％以上を占めている取引をいう。

⑵　特定連携事業の内容

①　組織体制

複数の中小受託事業者その他の事業者で構成する連携体（以下単に「連携体」という。）が１つの事業体として活動できるよう、明確な目的及び事業方針を参加事業者間で共有し、事業目標を定めていること。また、参加事業者間で規約等を策定し、対内的な役割分担、対外的な取引関係における責任体制の在り方等を明確化すること。

②　中核となる者の存在

参加事業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して事業活動を行うため、連携体内でリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる者が存在すること。

③　知識連携及び取引連携の組合せ

ノウハウの共有及び向上に向けた活動（知識連携）並びに取引先開拓に向けた活動（取引連携）を組み合わせた活動であり、活動による個々の中小受託事業者における効果が目的等において明確となっていること。

④　特定委託事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供

課題解決型ビジネスを実施するものであり、以下のいずれかの内容を行うものであること。

イ　連携においては、ノウハウ等の向上に向けた活動及び受注獲得の活動を組み合わせて、それらが相互に作用しつつ、事業活動を行うこと。

ロ　市場及び顧客との情報交換を実施し、取引先の課題及びニーズを把握していること。

ハ　自社及び連携体メンバーの強み及び弱みを分析し、技術、ノウハウ等の組み合わせによる相乗効果を発揮して、課題解決の幅を拡大していること。

ニ　顧客に対して企画及び提案を実施する等、顧客の課題及びニーズに対応した製品又は役務を提供すること。

⑤　その他留意事項

イ　特定連携事業計画は、特定中小受託事業者が主体的に参画する必要があること。

ロ　新たな事業活動は、個々の中小企業者にとって新たな事業活動である場合には、既に他の事業者において採用されている技術、方式等を活用する場合であっても、原則として該当すること。

第６　中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

１　一般的留意事項

委託事業者は、中小受託事業者の自主的な事業の運営を尊重するものとし、中小受託事業者が行う取引先の開拓、変更等及び仕入先との間における取引対価の決定等（以下「取引先の開拓等」という。）について、不当に干渉しないものとする。特に、委託事業者への取引依存度の高い特定中小受託事業者及び小規模事業者である中小受託事業者が自主的に行う取引先の開拓等については、特段の事情がない限り干渉しないものとする。

２　自然災害等への対応に係る留意事項

⑴　自然災害等への備えに係る留意点

委託事業者及び中小受託事業者は、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定、ひいては事業継続計画（ＢＣＰ：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ：ＢＣＰ等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

⑵　自然災害等が発生した場合に係る留意点

①　中小受託事業者が留意する事項

委託事業者及び中小受託事業者双方の責めに帰すことができない自然災害等により被害が生じた場合には、中小受託事業者は、その事実の発生後、速やかに委託事業者に通知するよう努めるものとする。

②　委託事業者が留意する事項

イ　自然災害等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意するものとする。

ロ　自然災害等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めるものとする。

３　事業承継に向けた取組

⑴　中小受託事業者は、事業承継計画の策定、事業承継・引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業承継に向けた計画的な取組を行うものとする。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の意向及び状況の把握に努めるものとし、サプライチェーン全体の機能維持のため、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促す等、中小受託事業者の事業承継に関し積極的な役割を果たすものとする。具体的には、中小受託事業者と対話した上で、その実態に応じ、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。

第７　受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

１　受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん

⑴　委託事業者は、中小受託事業者から取引条件の改善、代金支払等受託取引の紛争に関する協議の申出があった場合には、協議に応じるものとする。

⑵　委託事業者は、受託取引の紛争に関する協議において、中小受託事業者から、受託中小企業振興協会が行う紛争解決のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申出があった場合には、手続の活用について応諾するものとする。

⑶　中小受託事業者は、必要に応じて受託中小企業振興協会が行う紛争解決のあっせん等を活用すること等により、紛争の円滑な解決に努めるものとする。

２　受託取引に係る紛争の未然防止の体制整備

委託事業者は、中小受託事業者が取引上の問題に関し、取引への影響を考慮して申し出ることが難しいという実情を十分に踏まえ、以下のような体制の整備に努めるものとする。

⑴　中小受託事業者が取引条件について不満、問題等を抱えていないか定期的な聞き取りを行う等、中小受託事業者が申出をしやすい環境を整備すること。

⑵　調達担当部署と異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、中小受託事業者からの相談、苦情の申告等に応じること。また、当該相談窓口を設けていること等に関し、定期的に中小受託事業者に通知すること。

第８　受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

１　業種別ガイドライン及び自主行動計画

⑴　業種に応じて受託取引の実態、取引慣行等は異なることから、委託事業者及び中小受託事業者は、適正な取引条件及び取引慣行を確立するため、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。その際、委託事業者は、マニュアル、社内ルール等を整備することにより、業種別ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

⑵　事業者団体等は、委託事業者及び中小受託事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、本基準及び業種別ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動計画」を策定し、それに基づく取組結果を継続的にフォローアップするとともに、当該フォローアップの結果を踏まえ、「自主行動計画」を定期的に改定するよう努めるものとする。委託事業者の取組はサプライチェーン全体に大きな影響を与えることから、委託事業者は、こうした事業者団体等の取組に対し積極的に協力するものとする。また、「自主行動計画」を策定していない事業者団体等は、その策定に努めるものとする。

２　パートナーシップ構築宣言

⑴　委託事業者は、受託中小企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。

⑵　パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。

３　計算書類等の信頼性確保

中小受託事業者は、取引先の拡大、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化等のため、「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年２月１日　中小企業の会計に関する検討会）又は「中小企業の会計に関する指針」（平成17年８月１日　日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）に拠った、信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めるものとする。

４　報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化

⑴　中小受託事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供又は債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、中小受託事業者の円滑な資金調達を推進するため、委託事業者は、中小受託事業者との間における基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）第２条第１項に規定する金融機関等並びに委託事業者及び中小受託事業者双方で適切と確認した相手先に対しては、債権の譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、当該申出を十分尊重して対応するとともに、当該申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないものとする。

⑶　委託事業者は、債権譲渡禁止特約を解除していない場合であっても、中小受託事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾（対抗要件の具備）に適切に応じるよう努めるものとする。

5　支援施策の活用

委託事業者及び中小受託事業者は、取適法に関する講習会又はシンポジウムに積極的に参加するよう努めるとともに、「型取引の適正化について」附属資料「型の取扱いに関する覚書」や「知的財産取引の適正化について」附属資料「契約書ひな形」、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」をはじめとする、価格交渉その他の取引適正化に関するハンドブック、事例集等の活用を推奨する。また、中小受託事業者は、取引かけこみ寺における窓口相談又は弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

6　受託取引の機会の創出の促進

⑴　法第15条第１項の規定により受託中小企業取引機会創出事業の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の事業活動が、受託中小企業の取引先の拡大等受託中小企業の振興を図るために重要であることに鑑み、発注者は、認定事業者による取引先の開拓、変更等について不当に干渉すること等により、認定事業者の事業遂行を妨げないものとする。

⑵　認定事業者の事業活動は、中小企業者及び当該中小企業者に対する発注者の間に入り、当該中小企業者が有する技術、生産能力等の強みを踏まえ、適正な取引対価等の取引条件で当該中小企業者に対し再委託をすることであることに鑑み、認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者の強みを自ら把握するよう努めるものとする。

⑶　認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者と提携契約等を締結する際は、他の事業者との取引を制限すること等、不当に中小企業者の取引の機会を減少させるような条件の取引を行わないものとする。

⑷　認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者が当該再委託をした行為の一部について更なる再委託を認める場合においても、適正な取引の確保に努めるものとする。

⑸　認定事業者は、その事業活動を通じて受託中小企業の取引の機会の創出が適正に行われるよう、次の事項に留意しつつ事業を行うものとする。

①　発注者から委託を受けた行為につき再委託をする中小企業者を決定した場合において、再委託をしなかった中小企業者から理由の説明を求められたときは、原則として当該中小企業者に再委託をしないこととした理由を示すこと。

②　提携契約等を締結している中小企業者に対し、取引機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

⑹　認定事業者との取引が中小企業者の経営において重要な役割を担い、影響力を持ち得るものであることに鑑み、認定事業者は、取引条件の書面等による明示及びその交付、中小企業者と共同して行う電子受発注及び電子的な決済等の導入に向けた努力、取引対価の適切な決定その他の本基準が示す内容のうち、委託事業者のよるべき事項を踏まえて取引を行うものとする。

⑺　認定事業者は、中小企業者との取引に当たり、取引対価と別に手数料等を設定し、又は変更する場合においては、中小企業者の不利益となる価格設定となることのないよう、中小企業者と十分に協議して決定するものとする。

附　則

１．この基準は、令和８年１月１日から施行する。

２．令和６年11月１日付け20241016中第４号は、令和７年12月31日限りで廃止する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

国立研究開発法人物質・材料研究機構第24期事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、第24期事業年度（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）国立研究開発法人物質・材料研究機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年10月22日

茨城県つくば市千現１丁目２番地１
国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長　宝野　和博

貸　借　対　照　表

令和７年３月31日現在

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
Ⅰ 流動資産		Ⅰ 流動負債	
現金及び預金	11,222,427,258	運営費交付金債務(注)	1,987,617,148
未収金	561,867,497	預り補助金等(注)	14,185,759
未収消費税等	240,615,300	預り寄付金(注)	170,431,321
前払費用	218,832,701	未払金	7,390,386,673
賞与引当金見返(注)	517,791,811	短期リース債務	172,096,264
その他	176,941,407	契約負債	1,182,384,569
流動資産合計	12,938,475,974	預り金	448,444,347
Ⅱ 固定資産		賞与引当金	517,791,811
1 有形固定資産		流動負債合計	11,883,337,892
建物	80,395,952,883	Ⅱ 固定負債	
減価償却累計額	△ 51,210,586,690	資産見返負債	
構築物	3,566,120,042	資産見返運営費交付金(注)	5,010,163,367
減価償却累計額	△ 3,184,340,961	資産見返補助金等(注)	5,868,384,995
機械装置	44,604,809,614	資産見返寄付金(注)	965,264,216
減価償却累計額	△ 29,062,973,588	資産見返物品受贈額(注)	856

車両運搬具	21,728,572	建設仮勘定見返運営費交付金(注)	87,667,800
減価償却累計額	△ 21,728,565	建設仮勘定見返施設費(注)	37,840,000
工具器具備品	35,783,125,300	長期リース債務	183,976,265
減価償却累計額	△ 31,499,667,579	退職給付引当金	3,811,196,888
土地	32,243,000,000	資産除去債務	1,346,944,951
建設仮勘定	125,507,800	**固定負債合計**	**17,311,439,338**
有形固定資産合計	**81,760,946,828**	**負債合計**	**29,194,777,230**
2　無形固定資産		（純資産の部）	
産業財産権	451,949,903	**Ⅰ　資本金**	
施設利用権	148,500,000	政府出資金	73,484,296,220
ソフトウェア	751,690,912	**資本金合計**	**73,484,296,220**
電話加入権	1,237,950	**Ⅱ　資本剰余金**	
産業財産権仮勘定	313,657,562	資本剰余金	46,271,885,815
無形固定資産合計	**1,667,036,327**	その他行政コスト累計額	
3　投資その他の資産		減価償却相当累計額(△)(注)	△ 56,514,252,685
関係会社株式	1	減損損失相当累計額(△)(注)	△ 4,520,050
敷金	5,700,240	利息費用相当累計額(△)(注)	△ 23,964,224
退職給付引当金見返(注)	3,811,196,888	除売却差額相当累計額(△)(注)	△ 2,566,247,705
長期前払費用	2,065,286,129	**資本剰余金合計**	**△ 12,837,098,849**
その他	62,390	**Ⅲ　利益剰余金**	
投資その他の資産合計	**5,882,245,648**	前中長期目標期間繰越積立金(注)	4,619,046,428
固定資産合計	**89,310,228,803**	研究促進対策等積立金(注)	337,734,147
		積立金	3,011,127,785
		当期未処分利益	4,438,821,816
		（うち当期総利益	4,438,821,816）
		利益剰余金合計	**12,406,730,176**
		純資産合計	**73,053,927,547**
資産合計	**102,248,704,777**	**負債純資産合計**	**102,248,704,777**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行政コスト計算書

自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究業務費	30,636,136,836	
一般管理費	1,246,707,305	
財務費用	10,841,067	
臨時損失	183,155,686	
損益計算書上の費用合計		**32,076,840,894**
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	3,126,367,653	
利息費用相当額(注)	1,908,046	
除売却差額相当額(注)	1	
その他行政コスト合計		**3,128,275,700**
Ⅲ　行政コスト		**35,205,116,594**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損益計算書

自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日

（単位：円）

科目	金額	
経常費用		
研究業務費		
材料費	705,158,484	
人件費	9,325,089,891	
業務委託費	6,288,449,927	
減価償却費	5,733,528,126	
備品消耗品費	2,308,032,220	
水道光熱費	1,666,820,601	
旅費交通費	531,930,912	
保守及び修繕費	1,314,350,084	
設備維持費	878,797,965	
図書費	470,415,124	
その他	1,413,563,502	30,636,136,836
一般管理費		
人件費	842,110,722	
業務委託費	89,244,725	
減価償却費	43,615,856	
備品消耗品費	24,782,011	
水道光熱費	15,267,927	
旅費交通費	17,349,193	
設備維持費	67,614,706	
通信費	11,755,408	
その他	134,966,757	1,246,707,305
財務費用		
支払利息	10,841,067	10,841,067
経常費用合計		**31,893,685,208**

経常収益		
運営費交付金収益(注)	14,539,069,801	
政府受託収入	2,792,884,750	
その他受託収入	9,237,600,546	
研究収入	1,565,236,487	
補助金等収益(注)	616,756,172	
施設費収益(注)	17,960,685	
寄付金収益(注)	103,951,924	
賞与引当金見返に係る収益(注)	517,791,811	
退職給付引当金見返に係る収益(注)	333,521,826	
資産見返運営費交付金戻入(注)	1,301,662,365	
資産見返補助金等戻入(注)	1,836,894,714	
資産見返寄付金戻入(注)	358,361,721	
特許権収入	613,285,575	
財産賃貸収入	382,357,681	
財務収益		
受取利息	8,193,121	8,193,121
雑益	549,919,637	549,919,637
経常収益合計		**34,775,448,816**
経常利益		**2,881,763,608**
臨時損失		
関係会社株式評価損	2,694,471	
固定資産売却除却損	180,461,215	183,155,686
臨時利益		
固定資産除却等にかかる見返戻入(注)	61,222,720	61,222,720
当期純利益		**2,759,830,642**
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)		1,678,991,174
当期総利益		**4,438,821,816**

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純資産変動計算書

自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日

（単位：円）

	Ⅰ資本金	Ⅱ資本剰余金					Ⅲ利益剰余金					純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額				前中長期目標期間繰越積立金	研究促進対策等積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	
			減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	利息費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）						
当期首残高	73,484,296,220	45,633,731,480	△ 53,388,021,739	△ 4,520,050	△22,056,178	△ 2,566,110,997	6,298,037,602	—	—	3,348,861,932	—	72,784,218,270
当期変動額												
Ⅰ　資本金の当期変動額												
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得		638,154,335										638,154,335
固定資産の除売却			136,707			△ 136,708						△ 1
減価償却			△ 3,126,367,653									△ 3,126,367,653
時の経過による資産除去債務の増加					△ 1,908,046							△ 1,908,046

Ⅲ　利益剰余金の当期変動額												
(1)　利益の処分又は損失の処理												
利益処分による積立								337,734,147	3,011,127,785	△ 3,348,861,932		—
(2)　その他												
当期純利益										2,759,830,642	2,759,830,642	2,759,830,642
前中長期目標期間繰越積立金取崩額							△ 1,678,991,174			1,678,991,174	1,678,991,174	—
目的積立金取崩額								—		—	—	—
当期変動額合計	—	638,154,335	△ 3,126,230,946	—	△ 1,908,046	△ 136,708	△ 1,678,991,174	337,734,147	3,011,127,785	1,089,959,884	4,438,821,816	269,709,277
当期末残高	73,484,296,220	46,271,885,815	△ 56,514,252,685	△ 4,520,050	△ 23,964,224	△ 2,566,247,705	4,619,046,428	337,734,147	3,011,127,785	4,438,821,816	4,438,821,816	73,053,927,547

キャッシュ・フロー計算書

自　令和６年４月１日
至　令和７年３月31日

（単位：円）

科目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
研究業務活動に伴う人件費支出	△ 9,108,013,683
研究業務活動に伴う経費支出	△ 14,194,811,581
一般管理活動に伴う人件費支出	△ 822,507,458
一般管理活動に伴う経費支出	△ 351,506,825
科学研究費補助金等支出	△ 1,137,546,892
運営費交付金収入	16,634,105,000
受託研究による収入	13,350,771,644
特許権による収入	649,348,718
財産の貸付による収入	365,786,666
補助金等収入	2,265,331,499
補助金等の精算による返還金の支出	△ 48,546,455
科学研究費補助金等収入	1,140,159,426
寄付金による収入	118,823,891
その他の支出	△ 86,761,556
小計	8,774,632,394
利息の受取額	8,193,121
利息の支払額	△ 10,841,067
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,771,984,448
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金積立による支出	△ 8,000,000,000
定期預金解約による収入	8,000,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 8,809,203,719
無形固定資産の取得による支出	△ 235,553,518
施設費による収入	708,680,000
施設費の精算による返還金の支出	△ 34,182,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,370,259,237
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 375,983,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 375,983,030
Ⅳ　資金に係る換算差額	—
Ⅴ　資金増加額	**25,742,181**
Ⅵ　資金期首残高	**11,196,685,077**
Ⅶ　資金期末残高	**11,222,427,258**

利益の処分に関する書類

（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		
当期総利益	4,438,821,816	4,438,821,816
Ⅱ　利益処分額		
積立金	4,012,304,430	
独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けた額		
研究促進対策等積立金	426,517,386	4,438,821,816

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

札幌市中央区南十二条西二十三丁目一番二五―一〇五号　株式会社北環境

代表清算人　栃木　克尚

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

札幌市中央区南十四条西十一丁目一番三号　U・トラスト株式会社

代表清算人　吉田　勇

解散公告

当社は、令和七年十月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

北海道石狩郡当別町太美町一五〇〇番地　大和商会株式会社

代表清算人　宮本　祥子

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

青森県八戸市大字市川町字桔梗野三五番地三〇二　有限会社アルク設計

清算人　道端　礼子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

岩手県奥州市衣川陣場下四一番地　特定非営利活動法人太平洋戦史館

清算人　岩渕　宣輝

解散公告

当社は、令和七年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

仙台市青葉区中央二丁目六番一号　有限会社山口商店

清算人　伊藤真貴子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

仙台市太白区西多賀一丁目六番二六号　株式会社構創企画アベ

代表清算人　阿部　洋一

解散公告

当法人は、令和七年九月二十五日に社員総会決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

山形県米沢市窪田町窪田八七六　特定非営利活動法人おいたまサロン

清算人　島貫　伸一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日に株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

福島県いわき市平赤井字深田二七番地の四―一階　株式会社ヨシエンジニアリング

代表清算人　佐々木義美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

茨城県水戸市泉町一丁目四番二九―一〇一号（サウスワード泉）　有限会社橋本商店

清算人　橋本　正義

解散公告

当社は、令和七年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

埼玉県所沢市大字山口一四〇四番地の一三　株式会社鈴屋

代表清算人　髙橋　泰行

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

埼玉県川越市脇田本町一四番地三〇　西武産業株式会社

代表清算人　金子　良太

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目三番一〇号　合同会社グレイス

清算人　笠井　忍

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

千葉市緑区おゆみ野中央六丁目三番地四　有限会社鉄筋家

清算人　高橋　俊雄

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

千葉県松戸市古ケ崎四丁目三五三〇番地

有限会社筑波ビルサービス

清算人　川沼佳也子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

千葉県松戸市下矢切八五番地の二

有限会社水野エンジニアリング

清算人　水野　秀和

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

千葉県八街市八街ほ三三番地四七

有限会社徳山

清算人　李　舁司郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都墨田区両国三丁目二四番三号渡辺ビル

有限会社藤巻設計事務所

清算人　藤巻　恵一

解散公告

当法人は、令和七年八月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都港区東麻布二丁目二八番六号

特定非営利活動法人震災リゲイン

代表清算人　相澤　久美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都世田谷区上用賀四丁目二三番六号

合同会社ＣＲＩコンサルティング

清算人　石川　泰弘

解散公告

当社は、令和七年九月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都中央区晴海一丁目八番一一号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーＹ棟三七階

ＴＸ東京株式会社

代表清算人　飯塚　建興

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目一番一〇号レジーナ幡ヶ谷二〇三

株式会社ｓｔａｎｄ－Ｙ

代表清算人　萩谷　勇也

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都練馬区栄町二二番一号

株式会社ＢＯＮＢＯＮ　ＳＥＲＶＩＣＥ

代表清算人　清水　淳子

令和七年十月二十二日

東京都港区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社デジタルハーツプラス

代表清算人　佐藤　浩一

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区代々木二丁目三〇番四号

オークニジャパン株式会社

代表清算人　樋口　收

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区代々木二丁目三〇番四号

レスパースオークニ株式会社

代表清算人　樋口　收

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区代々木二丁目三〇番四号

株式会社オークニインターナショナルレーディング　代表清算人　樋口　收

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都北区上十条五丁目一〇番六号

株式会社フューチャークリエイト

代表清算人　道川　勉

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都千代田区丸の内一―八―三丸の内トラストタワー本館二〇階

Ｎ－Ｂｒｉｄｇｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　チョウ・タク

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ　株式会社ＣＣＣ

代表清算人　吉岡　伸朗

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都港区浜松町二丁目二―一五浜松町ダイヤビル二Ｆ　合同会社ランドアンドシー

清算人　村岸　博文

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都江東区塩浜二丁目四番二〇号

株式会社ＮＲロジ

代表清算人　安永　晋也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年五月十七日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都文京区西片一丁目一五番七号

株式会社Ｈ＆Ｍアセットパートナーズ

代表清算人　岩城　晴美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都墨田区錦糸四丁目四番四号アーバンハイム江渡三〇五号

株式会社ディアレスト

代表清算人　前田　慶裕

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都杉並区下高井戸四丁目二五番二五号

東播産業株式会社

代表清算人　市橋　正生

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都港区六本木五丁目一三番一二号

Ｈｙｄｒｏｇｅｎ　Ｐｌｕｓ株式会社

代表清算人　中野渡　達

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目一六番三号メイゾン原宿五〇二号室

株式会社ユープケッチャ

代表清算人　山崎はずむ

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都新宿区新宿三丁目一二番四号新宿Ｎタウンプラザ三〇九号

ファンタジーリゾート合同会社

清算人　依田　紘和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

成田特定目的会社

代表清算人　林　令史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内　成田合同会社

清算人　林　令史

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

成田一般社団法人

代表清算人　林　令史

解散公告

当一般社団法人は、令和二年十二月十六日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都杉並区方南一丁目二番一八号

一般社団法人スライマーニッヤ文化センター

代表清算人　イチツゼル・ムスタファ・オウズハン

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区富ケ谷二丁目一五番一―一〇〇一号

有限会社ルミエール

清算人　後藤　邦子

解散公告

当社は、令和七年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング六〇九

合同会社Ｈｕｍａｎｅｓｔ

清算人　林　宜宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都葛飾区東金町二丁目二六番一一号

合同会社ｉｎｎｏｃｅｎｃｅ

清算人　久村　翔馬

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

東京都豊島区長崎四―八―一五―四号室

クマールカレー＆ビリヤニ株式会社

代表清算人　エラネグトゥベンガリル・ハリダサン・マヌージクマール

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

神奈川県小田原市南鴨宮二丁目二四番四号

有限会社ジェイワールド

清算人　神保　禎子

解散公告

当社は、令和七年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

神奈川県厚木市毛利台三丁目二九番一一号

有限会社神央政経コンサルタント

清算人　木原美津子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

神奈川県厚木市中町四丁目一四番六号

パティオビル五階　株式会社ＣＨＥＲＡＦ

代表清算人　加藤　義基

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
神奈川県横浜市都筑区見花山三番一四号
株式会社エンプライズ
代表清算人　吉川　直登

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
神奈川県川崎市川崎区観音一丁目一三番一〇号
ＶＵＤＤＹ　ＢＡＳＥ合同会社
清算人　下元　公美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
神奈川県横浜市鶴見区平安町一丁目四六番地の一
旧．広栄運輸株式会社
代表清算人　筒井　康之

解散公告

当社は、令和七年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
新潟県中魚沼郡津南町大字外丸丁一四四四番地三
有限会社津南運輸商事
清算人　樋口　良造

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
岐阜県揖斐郡揖斐川町新宮三八〇番六二号
合同会社エステック
清算人　鈴木　浩夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
愛知県半田市柊町四丁目二〇四番地の一〇
株式会社ケー・ブロス
代表清算人　後藤　耕二

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
名古屋市中川区柳森町一六〇一番地の五
特定非営利活動法人あいらす
清算人　田中　徹

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
名古屋市東区東桜一丁目一〇番九号
ＣＪ株式会社
代表清算人　小栗　徳丸

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
三重県鈴鹿市北江島町六番一九号
株式会社交通構造コンサルタンツ
代表清算人　山田　博文

解散公告

当社は、令和七年九月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
京都市南区東九条北松ノ木町三七番地
株式会社アシスト
代表清算人　慶山　浩志

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
大阪府高槻市栄町二丁目七番一六号
特定非営利活動法人こころのケアネット
ワークＩＮおおさか
清算人　山下　健三

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
大阪市生野区林寺二丁目二五番二三号
有限会社土谷酒店
清算人　土谷　英樹

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
大阪府羽曳野市西浦一二〇六番地の一
特定非営利活動法人ニード・ユー
清算人　福田　忠司

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
大阪市西成区橘二丁目五番一九号
株式会社堤商店
代表清算人　堤　美代子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
兵庫県赤穂郡上郡町野桑一二九一番地二
非営利型一般社団法人あした会議
代表清算人　尾鼻　和彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
大阪府八尾市八尾木五丁目一六三番地
株式会社バスカコンサルタント
代表清算人　川ノ上元章

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十二日
神戸市西区平野町中津九三六番地
有限会社ジ・セダー
清算人　杉　弘美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

兵庫県西宮市松山町五番二五―一〇二

株式会社荒田エンジニアリング

代表清算人　梶西　忠司

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

兵庫県神戸市西区竜が岡五丁目一一番地の三

合同会社小泉ホールディングス

清算人　小泉ひろみ

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

島根県出雲市下古志町四七六番地七

有限会社エム・イー企画

清算人　米山　昌巳

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

岡山県赤磐市熊崎七四番地の九

有限会社鳥越防熱

清算人　鳥越　良一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

岡山市南区箕島一七五番地の三

有限会社サムディ

清算人　鳥越　寿海

解散公告

当社は、令和七年九月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

広島県東広島市高屋高美が丘三丁目一二番一号

ＯＩＣソリューション株式会社

代表清算人　田原美代子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

香川県さぬき市大川町富田中一三〇二番地一

合同会社ディライト

代表清算人　横山　拓

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

愛媛県西条市小松町大頭甲六二九番地

有限会社徳永鉄工所

清算人　和田　望美

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

愛媛県大洲市東大洲七一五番地

株式会社愛染工業

代表清算人　都築　龍一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

愛媛県宇和島市明倫町五丁目一番三号

有限会社純水

清算人　兵頭　純一

解散公告

当社は、令和七年九月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

福岡県筑後市大字一条一三八九番地

川原工業株式会社

代表清算人　川原　光識

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により、令和七年九月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

北九州市小倉北区宇佐町一丁目三番四二号

有限会社ワイエスケー

清算人　染谷　栄作

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

福岡市東区若宮四丁目一番三一号

株式会社浜屋

代表清算人　久保田重太

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

北九州市小倉北区板櫃町一〇番二―五〇四号

合同会社肉の勉強屋

清算人　安田　昭子

解散公告

当社は、令和七年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

福岡県福岡市南区若久六丁目五八番一六号

株式会社阿部組

代表清算人　阿部　里美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

福岡市西区横浜一丁目三番四号

有限会社ジャオ

清算人　藏谷　千恵

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

長崎県平戸市生月町里免二九三三番地二

株式会社生月ウィンドエナジー

代表清算人　吉田　平

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

長崎県平戸市生月町里免二九三三番地二

生月クリーンエネルギー株式会社

代表清算人　吉田　平

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

長崎県諫早市貝津町六四四番地六

一般社団法人あさひの丘

代表清算人　吉田　平

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

長崎県長崎市平間町三六四番地一七

株式会社ファイテックＤＭ

代表清算人　前田　誠二

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

大分県佐伯市直川大字赤木三三二二番地一

有限会社直川ライスセンター

代表清算人　後藤慎一郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

宮崎市月見ケ丘四丁目二七番二一号

有限会社エスケー・システム

清算人　坂本伸太郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

沖縄県南城市玉城字親慶原二八番地

有限会社チャーリー

清算人　山入端宏光

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月八日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

札幌市中央区北四条西二十丁目一番三―二〇二号

医療法人社団よこお歯科医院

清算人　横尾　秀幸

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月十二日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和七年九月十二日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

札幌市南区澄川三条二丁目四番一五号

医療法人社団ひきた皮膚泌尿器科医院

清算人　疋田　政博

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年三月二十八日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

石川県鳳珠郡能登町字松波一三字七五番地

清算法人内浦土地改良区

清算人代表　山元　淳二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月五日開催の社員総会の決議及び長野県知事の認可により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十二日

長野県茅野市宮川四四四一番地三

医療法人小口医院

清算人　小口　晋平

第四十七期決算公告

令和七年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	三〇四、六二三
固定資産	四、五七三、四九四
合計	四、八七八、一一七
負債及び純資産の部	
流動負債	一〇九、四一七
固定負債	二五三、六〇九
株主資本	四、五一五、〇九一
資本金	一八、〇〇〇
利益剰余金	四、四九七、〇九一
利益準備金	九三
その他利益剰余金	四、四九六、九九八
（当期純損失）	（一、九六二）
合計	四、八七八、一一七

令和七年十月二十二日

愛知県半田市東本町二丁目三〇番地

株式会社港食品

商号変更のお知らせ

令和七年八月八日開催の臨時株主総会の決議により、商号を左記のとおり変更いたしましたのでお知らせいたします。

記

新商号　日野屋株式会社

旧商号　日野興業株式会社

変更年月日　令和七年十月一日

令和七年十月二十二日

東京都中央区京橋一丁目七―一

ＴＯＤＡ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ一八階

日野屋株式会社

代表取締役社長　積田　喜信

第 47 期 決 算 公 告

令和７年９月 26 日　　東京都江東区東陽五丁目10番４号

大和探査技術株式会社

代表取締役社長　長谷川俊彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,935	流動負債	942
固定資産	2,047	（うち納税引当金）	(182)
		固定負債	334
		株主資本	2,705
		資本金	50
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	2,635
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	2,617
		（うち当期純利益）	(387)
資産合計	**3,982**	**負債・純資産合計**	**3,982**

第27期決算公告

2025年10月22日
千葉県八千代市八千代台北一丁目１番１号
株式会社シプソルメンテナンスサービス
代表取締役　中村　仁

貸借対照表の要旨
（2025年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	197,607
	固定資産	349
	資産合計	**197,956**
負純資産の債及び部	流動負債	74,574
	固定負債	49,086
	株主資本	74,295
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,295
	その他利益剰余金	64,295
	（うち当期純利益）	(10,291)
	負債・純資産合計	**197,956**

第７期決算公告

2025年10月22日
埼玉県入間郡三芳町竹間沢東17番地１
株式会社シプソル
代表取締役　中村　仁

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	188,288
	固定資産	877,434
	資産合計	**1,065,723**
負純資産の債及び部	流動負債	415,958
	固定負債	270,957
	株主資本	378,807
	資本金	9,500
	利益剰余金	369,307
	その他利益剰余金	369,307
	（うち当期純利益）	(144,563)
	負債・純資産合計	**1,065,723**

第６期決算公告

令和７年10月22日
札幌市北区北23条西５丁目２－39
株式会社Ｍ２Ｍクラフト
代表取締役　和田　学

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	80,568
	固定資産	15,870
	合計	**96,439**
負純資産の債及び部	流動負債	26,958
	固定負債	40,000
	株主資本	29,479
	資本金	11,000
	資本剰余金	8
	資本準備金	8
	利益剰余金	18,471
	利益準備金	310
	その他利益剰余金	18,161
	（うち当期純利益）	(7,315)
	合計	**96,439**

第７期決算公告　　令和７年10月22日
東京都中央区銀座六丁目18番２号
株式会社ＢｅａｒＴａｉｌ　Ｘ
代表取締役　篠原　啓輔
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	160,757
	固定資産	0
	繰延資産	1,770
	資産合計	**162,528**
負純資債及産びの部	流動負債	26,904
	ポイント引当金	3,916
	株主資本	135,623
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	35,623
	その他利益剰余金	35,623
	（うち当期純利益）	（10,048）
	負債・純資産合計	**162,528**

第45期決算公告

令和７年９月30日

東京都港区高輪四丁目10番18号
ＧＥヘルスケアファーマ株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,467
	固定資産	87
	合計	**7,555**
負純資債及産びの部	流動負債	4,688
	固定負債	0
	株主資本	2,866
	資本金	101
	利益剰余金	2,765
	その他利益剰余金	2,765
	合計	**7,555**

（注）当期純利益　171百万円

第１期決算公告
令和７年10月22日
東京都渋谷区代々木三丁目５番７号
シグマロイヤルハイツＡ206
株式会社事代コンサルティング
代表取締役　後藤　将晃
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,526,956
	固定資産	429,000
	繰延資産	500,780
	資産合計	**22,456,736**
負純資債及産びの部	流動負債	5,091,145
	株主資本	17,365,591
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△7,634,409
	その他利益剰余金	△7,634,409
	（うち当期純損失）	（7,634,409）
	負債・純資産合計	**22,456,736**

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「ブレイドアンドソウル２」の日本サービスの終了に伴い、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、未使用の前払式支払手段の保有者に払戻しを行いますので期間内にお申し出ください。
【支払いを行う前払式支払手段の発行者】エヌ・シー・ジャパン株式会社
【払戻し対象前払式支払手段】ＮＣＳＯＦＴが運営するスマートフォン向けサービス「ブレイドアンドソウル２」内の有償の決済手段「神石」
【払戻しの申出期間】令和７年10月22日午前10時00分から同年12月31日午後７時00分まで
※当該期間内に申出がない場合は、本手続きから除斥されます。
【お申出方法】お問い合わせサイト（https://help.plaync.com/）に払い戻しのお申出方法を掲載しておりますので、ご確認願います。
【問合わせ先】https://help.plaync.com/
令和７年10月22日

東京都港区六本木七丁目７番７号
エヌ・シー・ジャパン株式会社
代表取締役　林　　元基

第５期決算公告
令和７年10月22日
東京都港区赤坂六丁目10番６号
ブランズ赤坂
株式会社未来ヘルスケア
代表取締役　藤岡　静香
貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	107
	固定資産	4
	合計	**112**
負純資債及産びの部	流動負債	70
	固定負債	97
	株主資本	△55
	資本金	1
	利益剰余金	△56
	その他利益剰余金	△56
	（うち当期純損失）	（59）
	合計	**112**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社フジタコーポレーション　②群馬県知事⑷第6652号　③取締役　藤田義夫　④群馬県高崎市浜尻町１番地８　⑤1000万円　⑥群馬県知事　⑦群馬県高崎市浜尻町１番地８　有限会社フジタコーポレーション　取締役　藤田義夫

①スターツピタットハウス株式会社　②国土交通大臣⑶7129　③代表取締役　齋藤太朗男　④東京都中央区日本橋３丁目４番10号　廃止した従たる事務所　千葉県柏市末広町４番４号　千葉県八千代市ゆりのき台４丁目１番６号　千葉県松戸市日暮１丁目２番９号　東京都中央区新川１丁目３番５号　東京都中央区新川１丁目３番５号アルパイン茅場町２階　千葉県東金市台方475番地２　⑤3000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋３丁目４番10号　スターツピタットハウス株式会社　代表取締役　桜木竜二

①スターツピタットハウス株式会社　②国土交通大臣⑷7129　③代表取締役　齋藤太朗男　④東京都中央区日本橋３丁目４番10号　廃止した従たる事務所　千葉県市川市行徳駅前２丁目12番９号　埼玉県三郷市中央１丁目７番２号ｏｎｅ－ｆｏｕｒ－ｏｎｅ２階　神奈川県横浜市都筑区中川中央１丁目２番11号　神奈川県川崎市麻生区上麻生１丁目５番１号　千葉県我孫子市我孫子１丁目11番３号　東京都江東区豊洲５丁目５番１号豊洲シエルタワー305号室　神奈川県横浜市港北区綱島西１丁目１番３号　千葉県松戸市本町19番地16　埼玉県新座市東北２丁目37番10号　東京都品川区大井１丁目15番２号　東京都世田谷区太子堂４丁目３番３号　東京都調布市仙川町１丁目19番６号ティーエム・プラス２階　東京都江東区南砂２丁目１番７号プロシード東陽町１階　⑤6500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋３丁目４番10号　スターツピタットハウス株式会社　代表取締役　桜木竜二

①スターツピタットハウス株式会社　②国土交通大臣⑷7129　③代表取締役　桜木竜二　④東京都中央区日本橋３丁目４番10号　廃止した従たる事務所　埼玉県川口市戸塚２丁目25番11号ヴァンクール１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋３丁目４番10号　スターツピタットハウス株式会社　代表取締役　桜木竜二

①マッチプランズ岐南　②岐阜県知事(3)第4701号　③川出幸彦　④岐阜県羽島郡岐南町上印食４丁目118番地　⑤1000万円　⑥岐阜県知事　⑦岐阜県羽島郡岐南町上印食４丁目118番地　川出幸彦

第７期決算公告

令和７年10月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
コルプスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	25,170,100	流動負債	637,758
投資その他の資産	25,170,100	固定負債	13,980,000
その他の資産	511,025	負債合計	14,617,758
流動資産	431,622	社員資本	11,063,367
固定資産	66,156	特定資本金	1,000
繰延資産	13,247	優先資本金	10,886,700
		剰余金	175,667
		当期未処分利益	175,667
		純資産合計	11,063,367
資産合計	25,681,125	負債・純資産合計	25,681,125

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	315,186
営業費用	138,879
営業利益	176,307
営業外収益	241
経常利益	176,548
税引前当期純利益	176,548
法人税、住民税及び事業税	881
当期純利益	175,667
当期未処分利益	175,667

第５期決算公告

令和７年10月22日
東京都渋谷区代々木一丁目30番３号
ピックルプラス株式会社
代表取締役　瀬賀　雅弥

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8
	固定資産	26
	合計	35
負債及び純資産の部	流動負債	296
	株主資本	△261
	資本金	20
	利益剰余金	△281
	その他利益剰余金	△281
	（うち当期純損失）	(88)
	合計	35

第２期決算公告

令和７年10月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
ＷＬＪＭＦ２特定目的会社
取締役　**鄭**　武壽

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	4,629,432	流動負債	31,608
投資その他の資産	4,629,432	固定負債	3,585,576
その他の資産	345,469	負債合計	3,617,184
流動資産	296,718	社員資本	1,357,717
固定資産	26,320	特定資本金	100
繰延資産	22,431	優先資本金	1,395,100
		剰余金	△37,483
		当期未処理損失	37,483
		純資産合計	1,357,717
資産合計	4,974,901	負債・純資産合計	4,974,901

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	223,782
営業費用	216,991
営業利益	6,791
営業外収益	465
営業外費用	280
経常利益	6,976
税引前当期純利益	6,976
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	6,026
前期繰越損失	43,509
当期未処理損失	37,483

第２期決算公告

令和７年10月22日
東京都港区南青山二丁目24番15号
株式会社エムディーピー
代表取締役　星田　洋伸

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	715
	固定資産	1,968
	資産合計	2,683
負債及び純資産の部	流動負債	463
	固定負債	1,368
	株主資本	851
	資本金	10
	資本剰余金	983
	その他資本剰余金	983
	利益剰余金	△141
	その他利益剰余金	△141
	（うち当期純損失）	(55)
	負債・純資産合計	2,683

令和７年10月22日
北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条二丁目４番８号
株式会社ＮＡＣ
代表取締役　フィンドレーロスアントニー

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80,323
	固定資産	176,254
	合計	256,578
負債及び純資産の部	流動負債	13,757
	固定負債	227,253
	株主資本	15,566
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,566
	その他利益剰余金	5,566
	（うち当期純利益）	(3,660)
	合計	256,578

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮＡＣアドベンチャーパーク（住所北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条二丁目九番一号）に対して当社のラフティング等のアクティビティ企画運営及び「NAC ADVENTURE PARK」の運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月三十日に予定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条二丁目四番八号
株式会社ＮＡＣ
代表取締役　フィンドレーロスアントニー

第10期決算公告

令和７年10月22日
神奈川県鎌倉市大町一丁目９番22号
ＶＩＥ株式会社
代表取締役　今村　泰彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	164,660,714
	固定資産	14,755,382
	合計	179,416,096
負債及び純資産の部	流動負債	78,232,162
	固定負債	57,656,000
	株主資本	43,527,934
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	334,190,930
	資本準備金	334,190,930
	利益剰余金	△390,662,996
	その他利益剰余金	△390,662,996
	（うち当期純損失）	(117,531,870)
	合計	179,416,096

第49期決算公告

令和７年10月22日
福島県東白川郡塙町大字上石井字屋敷前95番地１
株式会社本多土建
代表取締役　本多　幸男

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,885
	固定資産	22,352
	資産合計	24,238
負債及び純資産の部	流動負債	20,398
	固定負債	38,654
	株主資本	△34,814
	資本金	20,000
	利益剰余金	△54,814
	その他利益剰余金	△54,814
	（うち当期純損失）	(12,160)
	負債・純資産合計	24,238

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
福島県東白川郡塙町大字上石井字屋敷前九五番地一
株式会社本多土建
代表取締役　本多　幸男

第58期決算公告

令和７年10月22日
静岡県富士市大渕字富士市十窪2463番地の10
不二軽窓販売株式会社
代表取締役　青柳　幸児

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,380,001
	固定資産	1,477,616
	資産合計	3,857,617
負債及び純資産の部	流動負債	1,244,441
	固定負債	1,818,182
	株主資本	794,993
	資本金	86,000
	資本剰余金	42,420
	利益剰余金	676,019
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	667,019
	（内当期利益）	(69,294)
	自己株式	△9,445
	負債・純資産合計	3,857,617

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

清算株式会社です。

令和七年十月二十二日

埼玉県川口市大字安行藤八三三九番地

小櫃ビル

（甲）株式会社創栄

代表取締役　坂本　勝浩

東京都中央区日本橋室町一丁目一番一二号日本橋水野ビル七階

（乙）株式会社Ｒｅｓｅａｒｃｈ

代表清算人　坂本　勝浩

第36期決算公告

令和７年10月22日

埼玉県川口市大字安行藤八339番地

小櫃ビル

株式会社創栄

代表取締役　坂本　勝浩

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	672,197
	固定資産	140,359
	合計	812,556
負純資産の債及び部	流動負債	353,956
	固定負債	142,522
	株主資本	316,077
	資本金	50,000
	利益剰余金	266,077
	その他利益剰余金	266,077
	（うち当期純利益）	(150,982)
	合計	812,556

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

東京都足立区梅田六丁目二六番六号

ＬＣＣ株式会社

代表取締役　占部　聰長

第47期決算公告

令和７年10月22日

東京都足立区梅田六丁目26番６号

ＬＣＣ株式会社

代表取締役　占部　聰長

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,413
	固定資産	18,034
	合計	78,448
負純資産の債及び部	流動負債	15,349
	固定負債	73,574
	株主資本	△10,475
	資本金	13,000
	利益剰余金	△23,475
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	△33,475
	（うち当期純損失）	(3,446)
	合計	78,448

第25期決算公告　令和７年10月22日

名古屋市西区南川町227番地

株式会社不二興産

代表取締役　猪子　能史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,416
	固定資産	2,987
	合計	6,403
負純資産の債及び部	流動負債	1,659
	（うち賞与引当金）	(6)
	固定負債	3,466
	株主資本	1,276
	資本金	100
	利益剰余金	1,176
	利益準備金	23
	その他利益剰余金	1,153
	（うち当期純利益）	(101)
	合計	6,403

第39期決算公告

令和７年10月22日

滋賀県草津市草津三丁目14番40号

辻寅不動産株式会社

代表取締役　森脇　政男

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	250,991
	固定資産	455,162
	合計	706,154
負純資産の債及び部	流動負債	31,314
	固定負債	10,181
	株主資本	664,659
	資本金	20,000
	利益剰余金	644,659
	（利益準備金）	(5,000)
	（その他利益剰余金）	(639,659)
	（うち当期純利益）	(19,023)
	合計	706,154

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

東京都渋谷区渋谷二丁目六番一一号

株式会社アーバンハウス

代表取締役　浅井　直人

決算公告　令和７年10月22日

京都市東山区下堀詰町246

テイブンビル２Ｆ

株式会社きゅうべえ

代表取締役　谷口　創太

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	658,251
	固定資産	459,346
	合計	1,117,598
負純資産の債及び部	流動負債	143,892
	固定負債	940,520
	株主資本	33,185
	資本金	25,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△11,814
	その他利益剰余金	△11,814
	（うち当期純利益）	(287)
	合計	1,117,598

決　算　公　告

令和７年10月22日

東京都渋谷区渋谷二丁目６番11号

株式会社アーバンハウス

代表取締役　浅井　直人

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	50,086
	固定資産	10,278
	合計	60,365
負純資産の債及び部	流動負債	33,772
	固定負債	3,640
	株主資本	22,953
	資本金	50,000
	利益剰余金	△27,046
	その他利益剰余金	△27,046
	（うち当期純利益）	(7,808)
	合計	60,365

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し、減少額全額を欠損填補に充てることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

東京都文京区白山一丁目三三番二三号

ヒューマンネットワークサービス株式会社

代表取締役　明山　友美

第68期決算公告　令和７年10月22日

大阪市中央区北久宝寺町一丁目９番１号

三和通信工業株式会社

代表取締役　岸村　智志

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,300,625
	固定資産	211,768
	合計	1,512,394
負純資産の債及び部	流動負債	757,964
	固定負債	65,022
	株主資本	689,407
	資本金	10,000
	利益剰余金	681,157
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	678,657
	（うち当期純利益）	(25,655)
	自己株式	△ 1,750
	合計	1,512,394

第18期決算公告

令和７年10月22日

東京都文京区白山一丁目33番23号

ヒューマンネットワークサービス株式会社

代表取締役　明山　友美

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,585
	固定資産	9,684
	繰延資産	1,500
	合計	44,769
負純資産の債及び部	流動負債	39,185
	固定負債	7,912
	株主資本	△2,327
	資本金	24,000
	利益剰余金	△26,327
	その他利益剰余金	△26,327
	（うち当期純損失）	(9,379)
	合計	44,769

令和６年度決算公告

令和７年10月22日

長野県松本市大字笹賀7950番地

株式会社ベルトセンター信州

代表取締役　林　正邦

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	99,463,966
	固定資産	10,344,886
	合計	109,808,852
負債及び純資産の部	流動負債	43,744,762
	株主資本	66,064,090
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	56,064,090
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	53,564,090
	（うち当期純利益）	(9,584,630)
	合計	109,808,852

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月十三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十月二十二日

（甲）長野県松本市大字笹賀七九五〇番地
株式会社ベルトセンター信州
代表取締役　林　正邦

（乙）長野市大字川合新田字村西九六〇番地
有限会社タカテック
取締役　林　正邦

第１期決算公告

令和７年10月22日

広島市東区二葉の里三丁目３番１号

株式会社メイプルレッズ

代表取締役　中川　正太

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,835
	固定資産	953
	合計	13,789
負債及び純資産の部	流動負債	10,330
	賞与引当金	3,330
	株主資本	3,459
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 6,540
	その他利益剰余金	△ 6,540
	（うち当期純損失）	(6,540)
	合計	13,789

第１期決算公告

令和７年10月22日

広島市東区牛田本町四丁目５番10号

Ｔｓｕｂａｍｅ　ＨＤ株式会社

代表取締役　山内　恭輔

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	309
	固定資産	—
	合計	309
負債及び純資産の部	流動負債	72
	固定負債	—
	株主資本	236
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 763
	その他利益剰余金	△ 763
	（うち当期純損失）	(763)
	合計	309

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月十五日付でつばめ交通株式会社（本店　広島市東区牛田本町四丁目五番一〇号）との間で実施した株式交換により増加した資本準備金の額三億九千四百七十六万八十九円を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

広島市東区牛田本町四丁目五番一〇号
Ｔｓｕｂａｍｅ　ＨＤ株式会社
代表取締役　山内　恭輔

第105期決算公告

令和７年10月22日

福岡県京都郡苅田町港町30番１

苅田港海陸運送株式会社

代表取締役　中江　英毅

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,792,754
	固定資産	1,383,959
	合計	5,176,714
負債及び純資産の部	流動負債	448,780
	固定負債	218,931
	株主資本	4,509,001
	資本金	39,000
	利益剰余金	4,470,001
	利益準備金	9,750
	その他利益剰余金	4,460,251
	（うち当期純利益）	(629,706)
	合計	5,176,714

第２期決算公告

令和７年10月22日

熊本市西区春日三丁目15番30号アミュプラザくまもと肥後よかモン市場202区画

株式会社菓乃音

代表取締役　柴田　悠貴

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	63,304
	固定資産	96,942
	合計	160,246
負債及び純資産の部	流動負債	7,859
	固定負債	169,465
	株主資本	△17,077
	資本金	10,000
	利益剰余金	△27,077
	その他利益剰余金	△27,077
	（うち当期純損失）	(21,275)
	合計	160,246

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の製造及び販売事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十月二十二日

（甲）熊本市東区東野一丁目五番五号
株式会社アントルメ菓樹Ｒ
代表取締役　柴田　悠貴

（乙）熊本市西区春日三丁目一五番三〇号アミュプラザくまもと肥後よかモン市場二〇二区画
株式会社菓乃音
代表取締役　柴田　悠貴

第73期決算公告

令和７年10月22日

福岡県京都郡苅田町港町30番１

東洋物産株式会社

代表取締役　中江　英毅

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	132,157
	固定資産	84,612
	合計	216,770
負債及び純資産の部	流動負債	94,157
	固定負債	0
	株主資本	122,612
	資本金	10,000
	利益剰余金	112,612
	利益準備金	1,331
	その他利益剰余金	111,281
	（うち当期純利益）	(21,866)
	合計	216,770

決算公告

令和７年10月22日

沖縄県那覇市おもろまち二丁目５番37号

株式会社沖縄リレーションシップ

代表取締役　新垣　裕二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	109,913,803
	固定資産	4,725,121
	繰延資産	2,005,445
	資産合計	116,644,369
負債及び純資産の部	流動負債	13,553,509
	固定負債	74,507,000
	株主資本	28,583,860
	資本金	33,500,000
	資本剰余金	6,000,000
	資本準備金	6,000,000
	利益剰余金	△10,916,140
	その他利益剰余金	△10,916,140
	（うち当期純利益）	(470,026)
	負債・純資産合計	116,644,369

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円、資本準備金の額を六〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

沖縄県那覇市おもろまち二丁目五番三七号
株式会社沖縄リレーションシップ
代表取締役　新垣　裕二

第27期決算公告

令和７年９月26日

福岡県福岡市博多区博多駅中央街８―27

株式会社レイヤード

代表取締役　毛塚　牧人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	654,201
	固定資産	121,899
	資産合計	776,101
負債及び純資産の部	流動負債	261,729
	固定負債	121,484
	株主資本	391,903
	資本金	100,000
	資本剰余金	160,000
	利益剰余金	131,903
	その他利益剰余金	131,903
	（うち当期純利益）	(100,161)
	新株予約権	983
	負債・純資産合計	776,101

第74期決算公告

令和７年９月25日
沖縄県沖縄市海邦町３番地15
琉球肥料株式会社
代表取締役　野埼　俊彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	491,578
	固定資産	890,048
	合計	1,381,626
負純資債及産びの部	流動負債	151,515
	固定負債	169,173
	株主資本	1,060,938
	資本金	61,000
	利益剰余金	999,938
	利益準備金	15,250
	その他利益剰余金	984,688
	（うち当期純利益）	(9,658)
	合計	1,381,626

第９期決算公告

令和７年10月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
アークトゥルスＭＦ特定目的会社
取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,781,900	流動負債	415,963
投資その他の資産	9,781,900	固定負債	5,460,000
その他の資産	200,823	負債合計	5,875,963
流動資産	195,787	社員資本	4,106,760
固定資産	4,626	特定資本金	100
繰延資産	410	優先資本金	4,051,500
		剰余金	55,160
		当期未処分利益	55,160
		純資産合計	4,106,760
資産合計	9,982,723	負債・純資産合計	9,982,723

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	114,740
営業費用	58,961
営業利益	55,779
営業外収益	73
営業外費用	0
経常利益	55,852
税引前当期純利益	55,852
法人税、住民税及び事業税	692
当期純利益	55,160
当期未処分利益	55,160

第５期決算公告

令和７年９月22日
東京都中央区京橋二丁目１番３号
京橋トラストタワー
一般社団法人NSW Government
代表理事　カーラ・モニーク・ランプ

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	96,965,505
	現金及び預金	96,198,376
	その他流動資産	767,129
	資産合計	96,965,505
負味債財及産びの正部	流動負債	△392,717
	負債合計	△392,717
	正味財産	97,358,222
	利益剰余金	97,358,222
	正味財産合計	97,358,222
	負債正味財産合計	96,965,505

第７期決算公告

令和７年10月22日
東京都港区元赤坂一丁目１番７号
ＤＳＦ特定目的会社
取締役　金谷　正文

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	9,363,092	流動負債	98,418
その他の資産	199,936	固定負債	7,664,000
流動資産	171,548	負債合計	7,762,418
固定資産	26,740	社員資本	1,800,610
繰延資産	1,647	特定資本金	100
		優先資本金	1,620,000
		剰余金	180,510
		当期未処分利益	180,510
		純資産合計	1,800,610
資産合計	9,563,029	負債・純資産合計	9,563,029

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	343,800
営業費用	162,803
営業利益	180,996
営業外収益	222
営業外費用	15
経常利益	181,203
税引前当期純利益	181,203
法人税、住民税及び事業税	692
法人税等調整額	△0
当期純利益	180,510

第10期決算公告

令和７年10月22日
埼玉県熊谷市小江川337番地
株式会社タカネ風土
代表取締役　杉田　憲康

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,217
	固定資産	375,946
	合計	391,164
負純資債及産びの部	流動負債	281,601
	固定負債	313,759
	株主資本	△204,196
	資本金	10,000
	利益剰余金	△214,196
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	△214,596
	（うち当期純利益）	(9,183)
	合計	391,164

第４期決算公告

令和７年10月22日
東京都港区元赤坂一丁目１番７－1209号
厚木特定目的会社
取締役　山本　顕三

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	6,121,776	流動負債	105,922
建物	2,848,255	固定負債	3,564,062
建物附属設備	320,200	負債合計	3,669,985
構築物	50,601	社員資本	3,072,039
機械装置	81,853	特定資本金	100
工具器具備品	6,101	優先資本金	3,169,000
減価償却累計額	△8,315	剰余金	△97,061
土地	2,823,082	当期未処理損失	97,061
その他の資産の部	620,248		
流動資産	602,484		
固定資産	1,477		
繰延資産	16,288	純資産合計	3,072,039
資産合計	6,742,024	負債・純資産合計	6,742,024

損益計算書の要旨
（自　令和６年12月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	29,009
営業損失金額	29,009
営業外収益	28
営業外費用	—
経常損失金額	28,981
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純損失金額	28,981
法人税、住民税及び事業税	637
当期純損失金額	29,618
前期繰越損失	67,443
当期未処理損失	97,061

第37期決算公告

令和７年10月22日
埼玉県熊谷市小江川228番地１
株式会社ホテルヘリテイジ
代表取締役　杉田　憲康

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	315,722
	固定資産	53,640
	合計	369,362
負純資債及産びの部	流動負債	33,666
	固定負債	307,676
	株主資本	28,020
	資本金	16,500
	利益剰余金	11,520
	その他利益剰余金	11,520
	（うち当期純利益）	(14,765)
	合計	369,362

第46期決算公告

令和７年10月22日
東京都台東区谷中七丁目４番８号
株式会社ウイッツインターナショナル
代表取締役　田中　秀規

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	49,289
	固定資産	4,338
	繰延資産	144
	資産合計	53,772
負純資債及産びの部	流動負債	10,805
	固定負債	74,924
	株主資本	△31,958
	資本金	51,475
	資本剰余金	16,475
	資本準備金	16,475
	利益剰余金	△99,908
	その他利益剰余金	△99,908
	（うち当期純利益）	(3,018)
	負債・純資産合計	53,772

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千百四十七万五千円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
東京都台東区谷中七丁目四番八号
株式会社ウイッツインターナショナル
代表取締役　田中　秀規

第44期決算公告

令和７年10月22日

東京都中央区入船３丁目９番９号

グローバル・マリンサービス株式会社

代表取締役　久我　　信

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	637,831,415
	固定資産	280,872,980
	合計	918,704,395
負純資産の及び部	流動負債	362,482,360
	固定負債	317,520,000
	株主資本	238,702,035
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	228,702,035
	その他利益剰余金	228,702,035
	（うち当期純損失）	(7,901,574)
	合計	918,704,395

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を金三二億二六六三万九五三五円減少して金六〇〇万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

東京都中央区入船三丁目九番九号

グローバル・マリンサービス株式会社

代表取締役　久我　　信

第４期決算公告

令和７年10月22日

東京都渋谷区代々木二丁目23番１号
ニューステイトメナー645号室

株式会社100plus

代表取締役　加藤　容崇

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	71,057,207
	固定資産	586,843
	資産合計	71,644,050
負純資産の及び部	流動負債	33,669,605
	固定負債	2,242,000
	株主資本	35,732,445
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	34,732,445
	その他利益剰余金	34,732,445
	（うち当期純利益）	(28,917,824)
	負債・純資産合計	71,644,050

第35期決算公告

令和７年10月22日

東京都港区南青山七丁目10番３号

株式会社日進ＬＲＤ

代表取締役　塚田　雅夫

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,727,588
	固定資産	18,266,056
	繰延資産	545
	資産合計	29,994,189
負純資産の及び部	流動負債	645,019
	固定負債	2,386,898
	株主資本	26,962,271
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	26,812,271
	その他利益剰余金	26,812,271
	（うち当期純利益）	(883,091)
	負債・純資産合計	29,994,189

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＪＬパートナーズ（住所東京都港区南青山七丁目一〇番三号）に対して当社の不動産賃貸の事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

また当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

これらの決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

東京都港区南青山七丁目一〇番三号

株式会社日進ＬＲＤ

代表取締役　塚田　雅夫

第28期決算公告

令和７年10月22日

東京都台東区池之端二丁目７番17号

株式会社グリーンロード

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	246
	固定資産	30
	資産合計	276
負純資産の及び部	流動負債	126
	固定負債	62
	株主資本	87
	資本金	51
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	32
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	28
	（うち当期純損失）	(9)
	新株予約権	0
	負債・純資産合計	276

第55期決算公告

令和７年10月22日

横浜市港南区港南三丁目５番21号

株式会社横浜ファーム

代表取締役　笠原　政利

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,888,388,027
	固定資産	2,910,395,545
	資産合計	5,798,783,572
負純資産の及び部	流動負債	791,891,502
	固定負債	2,823,239,800
	株主資本	2,183,652,270
	資本金	11,200,000
	資本剰余金	245,627,987
	利益剰余金	1,926,824,283
	利益準備金	838,000
	その他利益剰余金	1,925,986,283
	（うち当期純利益）	(39,434,881)
	負債・純資産合計	5,798,783,572

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億七百十三万四千四百九十二円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十八日であり、株主総会の決議は、令和七年十月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

横浜市港南区港南三丁目五番二一号

株式会社横浜ファーム

代表取締役　笠原　政利

第２期決算公告

令和７年10月22日

東京都中央区日本橋室町一丁目11番12号
日本橋水野ビル７階

株式会社ウィズピーク

代表取締役　中川　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	347,769
	固定資産	79,869
	資産合計	427,639
負純資産の及び部	流動負債	182,970
	固定負債	132,000
	株主資本	112,668
	資本金	12,000
	利益剰余金	100,668
	その他利益剰余金	100,668
	（うち当期純利益）	(100,737)
	負債・純資産合計	427,639

第20期決算公告

令和７年10月22日

東京都港区新橋三丁目６番13号
クリアーゲート新橋第二ビル

株式会社カオスゲート

代表取締役　谷村　眞策

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,151
	固定資産	154,806
	合計	197,957
負純資産の及び部	流動負債	86,833
	固定負債	89,500
	株主資本	21,624
	資本金	10,000
	利益剰余金	11,624
	その他利益剰余金	11,624
	（うち当期純利益）	(7,660)
	合計	197,957

第９期決算公告

令和７年10月22日
大阪市北区天神橋三丁目２番15号
サクシード南森町
株式会社Ｊ・Ｔ・Ｃ
代表取締役　慶田　忠吉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,141
	固定資産	560
	合計	20,702
負純資産及び部	流動負債	26,003
	固定負債	116,752
	株主資本	△122,053
	資本金	10,000
	利益剰余金	△132,053
	その他利益剰余金	△132,053
	（うち当期純利益）	(5,416)
	合計	20,702

第76期決算公告

令和７年10月22日
富山県高岡市内免二丁目３番57号
熊谷株式会社
代表取締役　柿谷　耕治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,993
	固定資産	241,443
	合計	302,436
負純資産及び部	流動負債	121,003
	固定負債	291,431
	株主資本	△109,998
	資本金	38,000
	資本剰余金	18,000
	資本準備金	18,000
	利益剰余金	△165,998
	その他利益剰余金	△165,998
	（うち当期純損失）	(14,640)
	合計	302,436

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は令和七年九月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
富山県高岡市内免二丁目三番五七号
熊谷株式会社
代表取締役　柿谷　耕治

第７期決算公告

令和７年10月22日
東京都渋谷区渋谷１丁目15―21
Ｇ２　Ｓｔｕｄｉｏｓ株式会社
代表取締役　久保　宗大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,101,723
	固定資産	74,734
	合計	1,176,457
負純資産及び部	流動負債	199,287
	固定負債	―
	株主資本	977,170
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	777,170
	その他利益剰余金	777,170
	（うち当期純利益）	(145,404)
	合計	1,176,457

第５期決算公告

令和７年10月22日
京都市中京区麸屋町通二条下る尾張町210番地４コーリンビル２階
株式会社ハーフデン
代表取締役　半田　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,569
	固定資産	2,484
	合計	18,054
負純資産及び部	流動負債	2,375
	固定負債	3,475
	株主資本	12,204
	資本金	12,600
	利益剰余金	△395
	その他利益剰余金	△395
	（うち当期純損失）	(185)
	合計	18,054

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
京都市中京区麸屋町通二条下る尾張町
二一〇番地四コーリンビル二階
株式会社ハーフデン
代表取締役　半田　哲也

第81期決算公告

令和７年10月22日
札幌市清田区清田一条一丁目９番12号
共創技建株式会社
代表取締役　櫻　　修二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	332,066
	固定資産	163,044
	繰延資産	6,052
	合計	501,163
負純資産及び部	流動負債	58,451
	固定負債	115,100
	株主資本	327,612
	資本金	29,500
	利益剰余金	298,112
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	289,112
	（うち当期純利益）	(42,634)
	合計	501,163

資本金の額の減少公告

当社は、右記新設分割に伴い資本金の額を五十万円減少し二千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
札幌市清田区清田一条一丁目九番一二号
共創技建株式会社
代表取締役　櫻　　修二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するさくらネクスト株式会社（住所札幌市清田区清田七条一丁目九番五号）に対して当社の太陽光発電事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
札幌市清田区清田一条一丁目九番一二号
共創技建株式会社
代表取締役　櫻　　修二

第16期決算公告

令和７年10月22日
名古屋市中村区名駅三丁目３番２号志摩ビル５Ｆ
協祥商事株式会社
代表取締役　高山　　健

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		16,573	流動負債	1,126
固定資産		408,363	固定負債	302,623
繰延資産		961	株主資本	122,149
			資本金	80,000
			資本剰余金	70,000
			資本準備金	70,000
			利益剰余金	△27,850
			その他利益剰余金	△27,850
			（うち当期純損失）	(23,995)
資産合計		425,898	負債・純資産合計	425,898

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を七百八十五万九百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
名古屋市中村区名駅三丁目三番二号
志摩ビル五Ｆ
協祥商事株式会社
代表取締役　高山　　健

第46期決算公告

令和７年10月22日
大阪府守口市日吉町１丁目１番13号
旭美粧株式会社
代表取締役　笠松　俊明

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,809
	固定資産	25,429
	合計	28,238
負債及び純資産の部	流動負債	12,863
	固定負債	14,017
	株主資本	1,358
	資本金	14,000
	利益剰余金	△12,642
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	△15,342
	（うち当期純損失）	(824)
	合計	28,238

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を一千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
大阪府守口市日吉町一丁目一番一三号
旭美粧株式会社
代表取締役　笠松　俊明

第２期決算公告

令和７年10月22日
東京都渋谷区宇田川町２番１号
株式会社ピックルボールワン
代表取締役　熊倉　周作

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,423
	固定資産	3,897
	資産合計	35,320
負債及び純資産の部	流動負債	7,842
	負債合計	7,842
	株主資本	27,478
	資本金	21,286
	資本剰余金	16,751
	資本準備金	16,751
	利益剰余金	△10,558
	その他利益剰余金	△10,558
	（うち当期純損失）	(11,656)
	純資産合計	27,478
	負債・純資産合計	35,320

第33期決算公告

令和７年10月22日
札幌市東区北十二条東７丁目１番地
株式会社たじま屋
代表取締役　田嶋　忠義

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	37,277
	固定資産	100
	合計	37,377
負債及び純資産の部	流動負債	11,729
	固定負債	6,961
	株主資本	18,686
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,686
	その他利益剰余金	8,686
	（うち当期純利益）	(5,818)
	合計	37,377

第35期決算公告

令和７年10月22日
札幌市北区北六条西６丁目１番地４
株式会社大下商店
代表取締役　二村美恵子

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	60,040
	固定資産	43,927
	合計	103,967
負債及び純資産の部	流動負債	18,445
	固定負債	53,012
	株主資本	32,509
	資本金	16,000
	利益剰余金	16,509
	その他利益剰余金	16,509
	（うち当期純利益）	(26,489)
	合計	103,967

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
札幌市北区北六条西六丁目一番地四
（甲）株式会社大下商店
代表取締役　二村美恵子
札幌市東区北十二条東七丁目一番地
（乙）株式会社たじま屋
代表取締役　田嶋　忠義

第10期決算公告

令和７年10月22日
東京都府中市西原町一丁目15番２号
白井アセットマネジメント株式会社
代表取締役　武藤　清

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	24,920
	固定資産	359,406
	資産合計	384,326
負債及び純資産の部	流動負債	8,173
	固定負債	351,115
	株主資本	25,038
	資本金	5,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	16,038
	その他利益剰余金	16,038
	（うち当期純損失）	(15,407)
	負債・純資産合計	384,326

第９期決算公告

令和７年10月22日
東京都府中市西原町一丁目15番２号
株式会社オール星光
代表取締役　武藤　清

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,021,385
	固定資産	2,984,882
	資産合計	4,006,268
負債及び純資産の部	流動負債	886,169
	固定負債	1,614,592
	株主資本	1,505,506
	資本金	96,000
	資本剰余金	1,239,036
	その他資本剰余金	1,239,036
	利益剰余金	170,470
	利益準備金	18,400
	その他利益剰余金	152,070
	（うち当期純利益）	(11,910)
	負債・純資産合計	4,006,268

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
東京都府中市西原町一丁目一五番二号
（甲）株式会社オール星光
代表取締役　武藤　清
東京都府中市西原町一丁目一五番二号
（乙）白井アセットマネジメント株式会社
代表取締役　武藤　清

第９期決算公告

令和７年10月22日
京都市中京区橘町604ヴィラスタジオーネ御所南201
マツダイノベーション株式会社
代表取締役　松田　奈々

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	922
	固定資産	2,923
	合計	3,846
負債及び純資産の部	流動負債	25,571
	固定負債	12,000
	株主資本	△33,725
	資本金	10,000
	利益剰余金	△43,725
	その他利益剰余金	△43,725
	（うち当期純損失）	(4,663)
	合計	3,846

第５期決算公告

令和７年10月22日
京都市東山区祇園町北側347―147
グラッシービル２階
株式会社宮川町えん
代表取締役　松田　奈々

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	31,664
	固定資産	3,157
	合計	34,822
負債及び純資産の部	流動負債	48,306
	株主資本	△13,483
	資本金	5,000
	利益剰余金	△18,483
	その他利益剰余金	△18,483
	（うち当期純利益）	(5,359)
	合計	34,822

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
京都市東山区祇園町北側三四七―一四七グラッシービル二階
（甲）株式会社宮川町えん
代表取締役　松田　奈々
京都市中京区橘町六〇四ヴィラスタジオーネ御所南二〇一
（乙）マツダイノベーション株式会社
代表取締役　松田　奈々

第61期決算公告

令和７年10月22日
静岡市駿河区西脇263番地の１
株式会社塩川光明堂
代表取締役　奥山　喜茂

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	243,934
	固定資産	479,321
	合計	723,255
負債及び純資産の部	流動負債	54,579
	固定負債	242,870
	株主資本	425,806
	資本金	12,000
	利益剰余金	413,806
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	410,806
	（うち当期純損失）	(7,862)
	合計	723,255

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
大阪府東大阪市吉原二丁目一番一三号
（甲）まねきや硝子株式会社
代表取締役　奥山　喜茂
静岡市駿河区西脇二六三番地の一
（乙）株式会社塩川光明堂
代表取締役　奥山　喜茂

第61期決算公告

令和７年10月22日
大阪府東大阪市吉原二丁目１番13号
まねきや硝子株式会社
代表取締役　奥山　喜茂

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,136,613
	固定資産	3,812,964
	合計	8,949,578
負債及び純資産の部	流動負債	3,973,221
	固定負債	2,367,894
	株主資本	2,608,462
	資本金	80,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	2,518,462
	利益準備金	18,000
	その他利益剰余金	2,500,462
	（うち当期純利益）	(399,240)
	合計	8,949,578

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
奈良県橿原市北八木町一丁目一番八号
橿原中央ビル
（甲）株式会社エヌ・ジー・エス
代表取締役　前川　浩二
奈良県天理市兵庫町三〇七番地
（乙）株式会社エイトス
代表取締役　前川　竜也

第４期決算公告

令和７年10月22日
奈良県天理市兵庫町307番地
株式会社エイトス
代表取締役　前川　竜也

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	251,370
	固定資産	78,687
	資産合計	330,058
負債及び純資産の部	流動負債	1,086
	固定負債	559,768
	負債合計	560,854
	株主資本	△ 230,796
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 233,796
	その他利益剰余金	△ 233,796
	（うち当期純損失）	(38,675)
	純資産合計	△ 230,796
	負債・純資産合計	330,058

第30期決算公告

令和７年10月22日
奈良県橿原市北八木町一丁目１番８号
橿原中央ビル
株式会社エヌ・ジー・エス
代表取締役　前川　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	715,189
	固定資産	1,431,063
	資産合計	2,146,252
負債及び純資産の部	流動負債	366,449
	固定負債	1,589,997
	負債合計	1,956,447
	株主資本	189,805
	資本金	50,000
	利益剰余金	139,805
	その他利益剰余金	139,805
	（うち当期純利益）	(5,875)
	純資産合計	189,805
	負債・純資産合計	2,146,252

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
奈良県橿原市北八木町一丁目一番八号
橿原中央ビル
（甲）株式会社エヌ・ジー・エス
代表取締役　前川　浩二
奈良県天理市兵庫町三〇七番地
（乙）株式会社エイトス
代表取締役　前川　竜也

第18期決算公告

令和７年10月22日
岡山市北区大内田818番地３
岡山ロジスティックス株式会社
代表取締役　立川　弘幸

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,761
	固定資産	9,974
	合計	37,735
負債及び純資産の部	流動負債	10,532
	固定負債	29,543
	株主資本	△ 2,339
	資本金	13,000
	利益剰余金	△ 15,339
	その他利益剰余金	△ 15,339
	（うち当期純損失）	(5,845)
	合計	37,735

第56期決算公告

令和７年10月22日
広島市安芸区上瀬野一丁目17番12号
瀬野川産業株式会社
代表取締役　立川　弘幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,759,765
	固定資産	2,881,584
	繰延資産	46,014
	合計	4,687,364
負債及び純資産の部	流動負債	832,870
	固定負債	2,981,696
	株主資本	872,797
	資本金	30,000
	利益剰余金	842,797
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	835,297
	（うち当期純利益）	(63,838)
	合計	4,687,364

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日
広島市安芸区上瀬野一丁目一七番一二号
（甲）瀬野川産業株式会社
代表取締役　立川　弘幸
岡山市北区大内田八一八番地三
（乙）岡山ロジスティックス株式会社
代表取締役　立川　弘幸

第４期決算公告

令和７年10月22日
東京都品川区東大井五丁目15番10号
株式会社江戸火鍋
代表取締役　路次　徹夫

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	9,837,950
	固定資産	21,508,853
	繰延資産	65,706
	資産合計	31,412,509
負債及び純資産の部	流動負債	15,144,903
	固定負債	11,346,000
	負債合計	26,490,903
	株主資本	4,921,606
	資本金	16,700,000
	利益剰余金	△11,778,394
	その他利益剰余金	△11,778,394
	（うち当期純利益）	(2,190,686)
	純資産合計	4,921,606
	負債・純資産合計	31,412,509

第６期決算公告

令和７年10月22日
東京都千代田区内幸町二丁目２番２号
富国生命ビル13Ｆ
株式会社りゅうぐう
代表取締役　路次　徹夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	47,976,920
	固定資産	58,072,546
	資産合計	106,049,466
負債及び純資産の部	流動負債	58,703,542
	固定負債	46,178,181
	負債合計	104,881,723
	株主資本	1,167,743
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	167,743
	その他利益剰余金	167,743
	（うち当期純損失）	(1,583,261)
	純資産合計	1,167,743
	負債・純資産合計	106,049,466

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月二十二日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号
富国生命ビル一三Ｆ
（甲）株式会社りゅうぐう
代表取締役　路次　徹夫
東京都品川区東大井五丁目一五番一〇号
（乙）株式会社江戸火鍋
代表取締役　路次　徹夫

第37期決算公告

令和７年10月22日

富山県砺波市一番町２番22号

有限会社タカノス地所

取締役　石崎　元蔵

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,047
	固定資産	16,382
	合計	46,429
負債及び純資産の部	流動負債	10,515
	株主資本	35,913
	資本金	20,000
	利益剰余金	15,913
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	15,713
	（うち当期純利益）	(841)
	合計	46,429

合併公告

当社は、甲が商号変更により株式会社となること左記を条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十二日

富山県砺波市一番町二番二二号

（甲）有限会社タカノス地所

取締役　石崎　元蔵

富山県高岡市駅南四丁目一一番二七号

（乙）有限会社トナミホーム建築

代表取締役　石崎　元蔵

決算公告

令和７年10月22日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
新国際ビル８階822号

日本ＴＮＡ株式会社

代表取締役　山﨑俊太郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	363,501
	固定資産	53,865
	合計	417,821
負債及び純資産の部	流動負債	400,118
	固定負債	11,928
	株主資本	5,774
	資本金	10
	利益剰余金	5,764
	その他利益剰余金	5,764
	（うち当期純損失）	(9,949)
	合計	417,821

第73期決算公告

令和７年10月22日

東京都大田区東六郷一丁目13番３号

株式会社馬場

代表取締役　馬場美由紀

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	286,681,479
	固定資産	441,867,881
	合計	728,549,360
負債及び純資産の部	流動負債	144,814,992
	固定負債	295,712,000
	株主資本	288,022,368
	資本金	16,000,000
	利益剰余金	272,022,368
	利益準備金	4,000,000
	その他利益剰余金	268,022,368
	（うち当期純利益）	(25,610,084)
	合計	728,549,360

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社トラスト・馬場（住所東京都大田区東六郷一丁目一三番三号）に対して当社のねじ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十二日

東京都大田区東六郷一丁目一三番三号

株式会社馬場

代表取締役　馬場美由紀

第４期決算公告

令和７年10月22日

大阪市福島区福島三丁目14番29号
アルティジア新福島ビル４Ｆ

株式会社ＫＯＫＹＵ

代表取締役　堀　敦友

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	94,194
	固定資産	56,829
	合計	151,024
負債及び純資産の部	流動負債	27,582
	固定負債	116,412
	株主資本	7,029
	資本金	26,944
	資本剰余金	14,569
	資本準備金	14,569
	利益剰余金	△ 34,484
	その他利益剰余金	△ 34,484
	（うち当期純損失）	(6,308)
	合計	151,024

第41期決算公告

令和７年10月22日

福岡県大牟田市新勝立町一丁目48番地１

渋谷ビル

Ｍａｔｓｕｏ　Ｓａｎｇｙｏ

グループ株式会社

代表取締役　渋谷翔一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	582,429
	固定資産	174,509
	資産合計	756,939
負債及び純資産の部	流動負債	225,089
	固定負債	414,735
	負債合計	639,825
	株主資本	117,113
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,263
	利益準備金	1,640
	その他利益剰余金	106,623
	（うち当期純利益）	(28,978)
	自己株式	△1,150
	純資産合計	117,113
	負債・純資産合計	756,939

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＭａｔｓｕｏ Ｓａｎｇｙｏグループ株式会社（乙、住所福岡県大牟田市新勝立町一丁目四八番地一渋谷ビル）の防犯システム企画開発・販売事業等に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月二十二日

福岡県大牟田市新勝立町一丁目四八番地一

渋谷ビル

エイト・シーズ株式会社

代表取締役　渋谷翔一郎

第１期決算公告

令和７年10月22日

福岡県大牟田市新勝立町一丁目48番地１
渋谷ビル

エイト・シーズ株式会社

代表取締役　渋谷翔一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	80
	固定資産	1,836
	繰延資産	365
	資産合計	2,282
負債及び純資産の部	流動負債	2,413
	負債合計	2,413
	株主資本	△130
	資本金	80
	利益剰余金	△210
	その他利益剰余金	△210
	（うち当期純損失）	(210)
	純資産合計	△130
	負債・純資産合計	2,282

第36期決算公告

令和７年６月20日

山形県山形市清住町２－３－１

株式会社ニフコ山形

代表取締役社長　梅津　秀晴

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,437,172
	固定資産	743,459
	資産合計	3,180,631
負債及び純資産の部	流動負債	694,014
	賞与引当金	71,500
	その他	622,514
	固定負債	206,584
	退職給付引当金	206,584
	負債合計	900,598
	株主資本	2,280,032
	資本金	300,000
	利益剰余金	1,980,032
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	1,905,032
	（うち当期純利益）	(254,268)
	純資産合計	2,280,032
	負債・純資産合計	3,180,631